

平成30年第3回

大空町議会定例会会議録

〔その1〕

- ・ 招 集 平成30年9月12日
- ・ 開 会 平成30年9月12日
- ・ 閉 会 平成30年9月13日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番 後藤 忍 7番 品田 好博

2番 三條 幸夫 8番 齋藤 宏司

3番 上地 史隆 9番 松岡 克美

4番 田中 裕之 10番 深川 昇

5番 原本 哲己 11番 松田 信行

6番 沢出 好雄 12番 近藤 哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、総務課参事、住民課長、福祉課長、福祉課参事、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、地域振興課長、住民福祉課長、総務課主査、生涯学習課長、生涯学習課参事、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成30年第3回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成30年9月12日(水) 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

(諸般の報告)

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	松川一正
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	生涯学習課参事	田端久剛
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	伊藤裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	伊藤裕幸
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主幹	石川大樹
------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

平成30年 9月12日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《平成30年7月20日～9月12日》

- 7月20日 第6回総務厚生常任委員会
第6回産業建設文教常任委員会
第5回議会広報常任委員会
- 23日 北見市議会行政視察来町
- 24日 産業建設文教常任委員会所管事務調査
- 26日～27日 オホーツク圏活性化期成会夏季要望（東京都）
- 27日 第6回議会広報常任委員会
- 31日 稲城市議会行政視察来町
- 8月 3日 ふれ愛スタディin大空町の団員歓迎セレモニー
大空町柔道合宿歓迎レセプション
- 4日～5日 第46回めまんべつ観光夏まつり
- 5日 北海道150年記念式典（札幌市）
- 6日 第7回議会広報常任委員会
- 8日 総務厚生常任委員会所管事務調査
- 10日 女満別野球場オープニングセレモニー
- 11日 めまんべつ納涼盆踊り
- 12日 大空町バスケットボール合宿歓迎レセプション
- 15日 女満別地区戦没者追悼平和祈念祭
東藻琴福寿苑盆踊り大会
- 21日～22日 全道町村議会広報研修会（札幌市）
- 24日 第7回産業建設文教常任委員会
- 24日 網走郡下町議会議長・副議長会議
- 26日 第39回ノンキーランドふるさとまつり
- 29日 第7回総務厚生・第8回産業建設文教合同常任委員会
第7回総務厚生常任委員会
第8回産業建設文教常任委員会
第8回議会広報常任委員会
- 30日 網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会定期総会
並びに研修会（北見市）
- 9月 1日 道の駅ノンキーランドひがしもことオープン1周年記念大感謝祭
末広開基110周年記念式典
- 5日 第5回議会運営委員会
第9回議会広報常任委員会
- 9日 老人福祉大会・大空町ふれあい広場2018
- 12日 平成30年第3回定例会

(開会 午前10時00分)

◎開会、開議宣言

◇議長 おはようございます。ただいまから平成30年第3回大空町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において、11番松田信行議員及び1番後藤忍議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

◇議長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するに当たり、去る9月5日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会について協議いたしました。本定例会では、一般質問者が3名、町長から提出されております案件が17件であります。その内容は、諮問が1件、一般議案8件、決算認定8件です。このほか、議会側の提出案件も予定されております。したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしました。本定例会の会期は本日9月12日に開会して、9月13日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、この結果について報告いたします。以上、議会運営委員会の審査結果といたします。

◇議長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

◇議長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から9月13日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月13日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。本日の議

事日程は配付しております日程表のとおりであります。前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので御了承願います。以上でございます。

◇議 長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。山下町長。

◇町 長 おはようございます。平成30年第3回大空町議会定例会に当たりまして、行政報告を行います。6月26日、地域包括支援センター運営協議会を開催いたしました。平成30年度の第1回の会議となったところでございます。昨年度は介護保険事業の保険料見直しが行われた年度でございました。今年度以降、これらのサービスなどを検証していく使命を担うこととなります。6月28日、家畜伝染病防疫対策協議会総会を開催いたしました。ヨウネ病の発生状況などを説明するとともに、平成29年度決算、30年度予算について報告提案をし、了承いただいたところでございます。7月2日は、北海道合併市町連携会議総会が洞爺湖町で開催をされ、出席をいたしました。過去にこの会におきまして、交付税特例措置の見直しでありますとか、特例債の延長などを要望してまいりました。それらについて実現をしてきたところでございます。今年度の総会におきましては、職員数の変遷などについて情報交換を行ったところでございます。7月3日は、交通安全・社会を明るくする運動大会を開催いたしました。メルヘン公園多目的屋内広場で開催をし、542名の参加をいただいたところでございます。昨年度、死亡交通事故の発生を受け、死亡事故ゼロ500日、さらに1,000日を目標とする旨を掲げたところでございます。7月5日、給排水事業経営審議会を開催いたしました。下水道使用料の改定では、消費税率の改定も念頭にしながら複数回の改定により両地域の統一を図るべきとの意見を取りまとめたところでございます。あわせて、個別排水処理使用料についても議論いたしましたけれども、こちらにつきましては、まだ方向性が出るというところまでには至りませんでした。7月6日、全国民間空港関係市町村協議会理事会・総会に出席をいたしました。空港の民間委託に係る情報交換でありますとか、インバウンドの受け入れ状況などの報告を行うとともに、要請内容をまとめまして、国土交通省へ要請活動もあわせて行ったところでございます。7月7日、東藻琴地区殉公者慰霊祭を開催いたしました。71人の出席をいただき、慰霊塔前で殉公者に対し、慰霊を行ったところでございます。7月9日、オホーツク圏活性化期成会・上川地方総合開発期成会石北本線合同会議小委員会が北見市で開催をされ、出席をいたしました。6月17日に開催されました6者協議の新聞報道におきまして、収支改善が今後も見られなければ、更なる廃止や縮小もありうるという内容があったことに対しまして、JR北海道などから釈明するような内容の会議となったところでございます。同日、オホーツク圏活性化期成会建設経済専門委員会が同じく北見市で開催をされ、出席をいたしました。この委員会におきましては、道路、高速道路の整備でありますとか、空港の活性化、鉄道の存続などの項目のほか、役場庁舎の強じん化について要望項目を取りまとめたところ

ろでございます。7月11日は、北海道町村会等の平成29年度決算監査のため、札幌へ出張いたしました。北海道行政協会、北海道自治体情報システム協議会、北海道町村会の各会計の平成29年度決算について監査を行い、いずれも、適正であったところでございます。私からは、人材の育成でありますとか、東京23区との交流事業、また、各特別会計の余剰金の縮減などについて提言をさせていただいたところでございます。7月12日は、北海道市町村長交流セミナーに出席をいたしました。島根大学作野教授による関係人口を捉えたまちづくりについての講演をお聞きしたところでございます。定住人口でありますとか、交流人口、さらに関係人口という発想も大切にしながらまちづくりを進めるべきだとの内容でありました。7月13日は東京へ向かいまして、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会の中央要望に参加をいたしております。現在、同協議会の会長を仰せつかっております。全道の役員市町村長7名とともに、国土交通省、環境省に対しまして、検査方法の見直し、補助率基準額の見直し、予算の確保などを要望したところでございます。7月18日は、家畜伝染病防疫対策協議会の臨時総会を開催をいたしました。連絡文書の不徹底によりワクチンの誤接種があったため、急遽総会を開催したところでございます。経過、今後の対応などについて説明を行いました。現在までのところ、この誤接種による影響というものの報告はございません。7月25日からは、札幌、東京に出向いてございます。その中で25日、北海道開発局、27日、中央省庁への要望活動のために、オホーツク圏活性化期成会夏季要望が行われ、北海道開発局、中央省庁などへ要請活動を行ったところであります。私は国土交通省や法務省に対しまして、高速道路等の整備の促進、さらに、空港の活性化などについて要請活動を行ったところでございます。あわせてこの間7月25日、26日、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会夏季要望を行ってございます。7月25日は、北海道開発局、翌日26日は、国土交通省政務三役・道路局、財務省政務三役・主計局、さらに北海道選出の国会議員に対しまして、特に端野・高野間の整備促進を要請したところでございます。あわせて、7月26日は、女満別空港整備・利用促進協議会といたしまして、空港会社の要請活動に赴いております。協議会を構成しております市町村長でありますとかビル会社の役員などとともに日本航空、全日本空輸に対し、機材の大型化、通年化などを要請してまいりました。7月30日は、北海道地区「道の駅」連絡協議会通常総会が札幌市で開催をされ、出席をいたしました。現在、副会長を仰せつかっております。1年間で3つの駅がオープンし、北海道全体で122駅となったところでございます。平成29年度の決算、30年度の予算を報告提案し、了承をいただいたところであります。役員改選が行われまして、監査、監事の変更があったところでございます。7月31日は、企業誘致委員会を開催をいたしました。太陽光発電施設に関する条例指定についてお諮りし、了承をいただきました。そのほか、最近の企業動向について意見交換をさせていただいたところでございます。8月1日は、女満別空港整備・利用促進協議会といたしまして、航空会社への要請活動のため、大阪へ出向きました。釧路空港に就航いたしましたLCCピーチアビエーションの初便に搭乗させていただき、関西空港にありますピーチアビエーション本社を訪問、女満別空港への早期の就航を要請したところでございます。8月3日は、市町村長政策研究会が開催をされ、札幌市にやりました。前北海道顧問、山崎史郎、現在の駐リトアニア大使から次の地方創生の考え方というご講演、さらには山内厚生労働省保険局調査課長からは2040年を見据えた社会保障制度についてなどのお話をいただき、意見交換をさせていただきました。8月15日は、女満

別地区戦没者追悼平和祈念祭を挙げていただきました。雨天予報であったため、会場を研修会館へと変更いたしました。当日86名の出席をいただき、戦没者への慰霊と平和の誓いを新たにいたしましたところでございます。以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは行政報告は終わりました。暑い方は上着を脱いで結構です。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。順番に一般質問を許します。3番上地史隆議員。

◇上地議員 皆様おはようございます。9月6日未明に北海道胆振東部地震が発生し、厚真町では道内で初めての震度7の地震が襲い、大規模な土砂災害が起きました。これまでの道内全体の死者数は計41名のぼり、多数の尊い命が奪われました。ほかにもまだ電気や水道が復旧しない地区もあり、多数の方がいまだに避難生活を余儀なくされております。被災に遭われました方には、お悔やみと一刻も早い復旧がされ、普通の生活が取り戻されることを心よりお祈り申し上げたいと思います。それでは通告に従い、一般質問に移らせていただきたいと思います。ほかの議員の方と重なるところがありましたら、御容赦いただきたいと思います。まず1つ目の質問ですが、大規模災害時の対応についてです。1点目の質問は、地震や豪雨などの大規模災害時に発生する災害ごみの処理に備えてです。国が市町村に策定を求めている災害廃棄物処理計画について、道内で策定済みの市町村は、昨年3月末現在、全179市町村のうち、13市町村に留まることが環境省への取材で分かりました。全国の策定率を大きく下回っており、記憶に新しい西日本豪雨の被災地では、災害で発生した大量なごみの処理が遅れ、生活再建や衛生面で復興の大きな支障となっております。専門家は、道内でも事前の備えが欠かせないと指摘をしております。我が町にも多大な被害を起こしました2016年8月の連続台風では河川氾濫などに伴い、家具や流木などの災害ごみが、道内10市町で6,500トン以上発生し、うち新得町は約430トン以上発生しています。町内の年間処理量の2割に当たり、町有施設で処理し切れず、緊急で町外の民間業者に発注し、処理するのに約4カ月以上の期間を要したそうです。その経験を踏まえ、役場の担当者は事前に処理計画を策定していれば、もっと円滑に処理することができたのではないかと話しています。そのほかに南富良野町も同じように、連続台風の際に、年間処理量の2倍に当たる約1,000トンの災害ごみが発生し、処理計画は作っておらず、仮置き場として住宅地から離れた町有地を急遽活用し、町外の民間業者の協力も得て、3カ月以上の期間を要してごみの処理をしました。そのようなことから、我が町で大量の災害ごみが発生した場合にはどのように対応されるのかお聞かせいただきたいと思います。続けて大規模災害時の対応に関連して、2点目の質問に移らせていただきます。避難所の運営体制についてです。町では、指定避難所が18カ所あり、福祉避難所が2カ所あります。指定緊急避難場所も34カ所あります。指定避難場所は災害、または災害の発生する恐れがある場合に開設され、容易に給食や物資の運送ができる学校の校舎などの建物を指定されています。福祉避難所については、災害発生時に避難所での生活に特に配慮を要する方を受け入れるための福祉施設を指定しています。災害発生時に、福祉避難所を開設する場合には、町内の2つの法人に対して町が要請して施設内に開設をされます。指定緊急避難場所について

は、野外の公園や学校のグラウンドなどを緊急に避難していただく場所として指定をされております。町民の方にも万が一に備えて各避難場所が分かるように、防災マップや生活安心ガイドブックなどでも記載がされ、周知がされております。今後、大規模な災害が発生した場合には、避難所の運営体制はどのように行うのか。この2点についてお伺いしたいと思います。続いて、2つ目の質問に移らせていただきます。石北線の存続についてです。国土交通省は8月27日、経営再建中のJR北海道に対して、JR会社法に基づく監督命令を出しました。同社が経営改善策として上げた札幌市圏内での非鉄道部門を含む収益の最大化やグループ全体でのコスト削減と意識改革などが着実に実行されているのかを厳しくチェックを行い、支援金額は19年、20年の2年間で総額400億円台としました。財源は鉄道建設・運輸施設整備支援機構が持つ特例業務勘定を使います。旧国鉄の不動産の売却益やこれまで上場したJR各社の株式売却益などで構成されており、過去には11年度から老朽化した施設の更新などのために、計2,800億円を支援しています。16年度からは設備投資や修繕を目的に、計1,200億円を抛出されております。JR北海道は鉄道事業の赤字が続き、連結営業損益は連結決算が残る1999年度以降、連続で赤字となっております。そのことから赤字路線の13線区の廃止を沿線自治体と協議していますが、我が町も所属しているオホーツク圏活性化期成会は、石北線の存続について現在どのように協議をされているのか。また、どのような説明を受けているのか、話せる範囲で結構なので、お聞かせいただきたいと思っております。以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議長 山下町長。

◇町長 上地議員から2点にわたる一般質問を頂戴いたしました。まず1点目の災害の関係でございます。本町において、地域防災計画、水防計画を策定しているところでございます。計画の中に廃棄物等の処理方法などについて明記してございますが、概略程度でございます。一般廃棄物処理基本計画でも記載はありますが、大規模災害時における災害廃棄物対策をいかに行うかが大きな課題、また、仮置き場や処理体制について検討が必要と表記することとどまっているのが現状でございます。これまでの例といたしまして、家屋倒壊などの大規模災害は発生しておりませんが、豪雨や台風災害時において倒木や網走湖に流れ着いた流木を一般廃棄物最終処分場などで処理をしてまいりました。流木について過去には網走川上流部の自治体にも処理や経費の負担をお願いしていたこともございましたけれども、28年の台風災害以降、河川管理者であります網走開発建設部河川事務所が順次処理を行っております。本年度も既に2回の流木処理を実施していただいているところでございます。一方、強風等により倒れました町内の樹木や枝などにつきましては、現在も旧最終処分場の敷地に一時堆積し、一定の量になった時点で破碎処理して減容化を図り、最終処分場埋立地の覆土に利用するなどとして埋め立てしているところでございます。最終処分場につきましては、平成16年に供用開始し、計画期間である15年が経過しようとしております。分別の徹底、減容処理により今後5、6年の延命が図られる見込みでございます。しかしながら、次期処分場のあり方について早急に検討を進めていかなければならないと考えているところでございます。家屋の流失や倒壊など大規模災害が発生した場合は大量かつ様々な災害廃棄物が発生することが想定されます。地域防災

計画に基づき、まずは人命を第一として感染症の原因となる生ごみ類を優先的に収集し、一般ごみはその後収集することとなります。町や委託業者の清掃能力では完全に収集することが困難な場合は、協定に基づき、民間車両の出動の要請や国、広域自治体であります北海道の協力を得ながら収集を行うこととなろうかと思えます。倒壊した家屋などは、分別も困難な状態と思えます。迅速な処理や環境保全、公衆衛生の悪化防止のためには、仮置き場を確保して分別し処理することが重要であると考えます。結果としてそのことが、処理期間の短縮やコストの削減にもつながるといふふうに思っております。仮置場でございますけれども、現在ここと決めているところではございません。災害の場所、状況ということも勘案しなければなりませんので、発生後速やかに決定することを心掛けてまいりたいと思っております。また、ちなみに災害廃棄物の分別については、12種類の分別になるということが、国から示されてございます。その内容などについては、後ほど担当者から説明をさせていただきたいと存じます。次に、指定避難所の関係、避難所の関係でございます。今までの実績につきましては、後ほど担当者から御説明をさせていただきますが、議員が質問されましたように、福祉避難所といたしまして女満別ドリーム苑、東藻琴福寿苑を指定してございます。平成27年、女満別福祉会、東藻琴福祉会と災害発生時における福祉避難場の設置運営に関する協定を締結いたしました。対象者は、在宅の要配慮者等で、一般の避難所生活において特に配慮を有する方としてございます。受け入れの可能人数でございますが、女満別ドリーム苑が20名、東藻琴福寿苑が今のところ10名ということでございます。現在まで開設した実績はございませんけれども、開設する必要性が生じたときに慌てないためにも今から施設の状況でありますとか、そういった内容を詰めていく必要があるかと思っております。そういった協議を進めてまいりたいと思うところでございます。次に、ご心配いただいております石北線の存続についての関係でございます。7月27日、国土交通省からJR北海道の経営改善に関する国としての考え方が示されました。徹底した経営努力によって収支を改善し、経営の自立を図る必要がある。関係者による相互の連携協力のもと、将来にわたって持続可能な交通体系を構築する必要がある。あわせて、JR北海道に対して事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令が出されました。経営改善に向けて鉄道部門以外も含めた収益の最大化、新千歳空港アクセスの競争力強化、インバウンド観光客を取り込む観光列車の充実、この3点については、従来から市町村、私どもが議論していく中で提案をしていった内容と同じ内容になろうかと思えます。4番目に事業範囲の見直しや業務運営の一層の効率化がございまして、これらに取り組み、収益の増加とコスト削減により、北海道新幹線札幌延伸の効果が発現する2031年度に経営が自立することを目指すとされております。今年度中に、これらを盛り込んだ事業計画を策定するとともに、中期経営計画長期経営ビジョンを策定し、四半期ごとに検証をして情報開示することも求めているところでございます。関係者による協力支援につきましては、経営が自立するまでの間、各団体の取り組みが着実に行われることを前提といたしまして、国、地方公共団体がともに必要な支援を行うこととしております。国からの支援は、法律の期限が2020年までとなっておりますことから、それまでの2年間総額で400億円台の規模とされております。内容は鉄道施設、車両の設備投資・修繕、2つ目に貨物列車の運行に必要な設備投資等、3番目といたしまして青函トンネルの維持管理、これら3点に関しましては全額助成、そして4番目といたしまして経営基盤強化に資する設備投資に関しては2分の1の助成、残りは有利子貸付けとなっております。この

うち、貨物列車、青函トンネル、そして新規の設備投資、これらについては、各市町村も一定の評価をしているところでございます。しかし、議論の中で問題があると言われておりますのが、1番目に説明をいたしました鉄道施設、車両の設備投資・修繕に対する助成についてでございます。これらは自治体等から同水準の支援があることを前提しているという部分が問題かと思っております。また、2021年度以降は、法律上の支援期限が過ぎますことから、取り組み状況を検証し、所要の法律整備を検討するとされておりますけれども、これらは、他地域の国民の皆様や、同様に国会議員の皆様の理解をいただかなくてはならないこととございます。オホーツク圏活性化期成会、北海道からはJR北海道の経営再生に向けては、経営に強い権限を持つ国が中心的な役割を担うべきである。地理的条件や地域事情が異なる中、一律に負担を求める、その理由や法的な根拠は一体何なのか。また、自治体負担の軽減や地方財政措置を講じることが不可欠である。法改正に向けた検証について、時間的な制約がある中で具体的にどのような手法と内容になるのかといった意見が出ております。地域の実情や意向を踏まえると地域と十分に協議の上、その中で制度設計を行うということを強く要望しているところでございます。JR北海道でございますが、安全の再生、収益の拡大、コスト縮減、意識改革、これらに組み、経営改善を着実に実行し、経営自立を果たしていくと表明をされております。今回示されました国の考え方が議論を深めていくスタートライン、私どもはそのように位置づけ、こういった内容のことについて一つひとつ考え方をまとめながら協議をしていきたいと考えているところでございます。以上、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議長 住民課長。

◇住民課長 私から1点目の御質問、大規模災害により発生した大量なごみの分別につきまして、国が示しております12種類について御説明させていただきたいと思っております。可燃系混合物、不燃系混合物、コンクリート系混合物、草木類などの木質系混合物、金属系混合物、廃家電、廃自動車、布団類、畳類などの処理困難物、そして危険物有害物質として、消火器、灯油、ガスボンベの計12種類に搬入時から分別することが重要であると示されております。この12種類を適切に分別し、その後、埋め立て、焼却、資源物などとして処理していくことが、処理期間の短縮やコストの削減につながると言われているところでございます。以上、私からの説明とさせていただきます。

◇議長 総務課長。

◇総務課長 私の方からは、2つ目の指定避難所、過去5年間の開設状況について御説明申し上げます。本町におきましては、気象警報発表時に災害対策本部等を設置し、状況等を確認した後、必要に応じた避難所を開設しております。平成25年3月からの5年間の実績について、暴風雪、暴風雨による災害対策が多く、先週の北海道胆振東部地震の際の帰宅困難者受入避難所を含めると避難所開設は5年間で10回、305人が避難されています。開設場所は、役場、東藻琴総合庁舎、消防庁舎、メルヘンカルチャーセンター、女満別老人福祉センター、東藻琴農村環境改善センター、女満別農業構造改善センターとなっております。以上です。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 1点目の災害ごみについて再質問させていただきたいと思います。町長にもお答えいただきましたが、実際に災害に遭われた場合はいろいろなごみが混ざると、その通りだろうなどと思います。国の指針では12種類に分別すると、それがコスト削減にもつながると。あと実績については、直近の現状も聞いて、流木、倒木などに当たっては一般廃棄物最終処分場などで仮置きし、あとは場合によっては処理に当たっては、上流部の市町村と協議したり、または開発建設部と協議して処理してもらっている現状もお聞きしました。その中で、また再質問させていただきますが、地域防災計画にも被害の想定をやつが、具体的とは言いませんけど、大まかではありますが出ています。実際、豪雨による河川の氾濫の被害についてであります、女満別地区においては網走川は、豊里、住吉、本郷。そして、トマップ川は日の出、公園地区。そして、網走湖については湖畔。そのほかにも東藻琴については、藻琴川については旭橋、そして藻琴橋の付近というふうに記載がされております、防災計画の中において。実際、先ほど言ったように住宅もありますし、そして、農業など事業活動を営んでいる方も多数います。そのようなものが大量の土砂、水と混ざり合った場合に、先ほど言った分別はなかなか難しいと。実際、先ほどの質問でもあったように、処理するまでは長期間の時間が掛かると。そして生活ごみなどが混じった場合には悪臭など衛生面、害虫なども発生すると。それだけではなくて、市街地においてもあります、耐震改修促進計画の平成28年度の10月の数値で質問しますが、民間建築物が6,090棟あって、そのうち旧耐震の昭和56年以前の基準の建物が2,763棟あります。実際に大きな地震があった場合、全部が崩れるとは言いませんが、今回の災害のように大きな地震が来て崩れた場合には、家具や先ほど言った生活ごみなどいろいろなものが発生します。それらを処理するに当たっても同じように時間を要します。実際、災害が起きて仮置場を考えることは大切かもしれませんが、もう少し具体的に計画を作ったりとかする必要があるのでないかと、もう少し仮置き場についても候補地をある程度想定することは大事なのではないかと、そのように思います。このことについて、再度お聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今考えていることだけでは不十分と、結果として、先ほど言われておりました災害廃棄物の処理計画というものをきちんと作っておくべきではないかと、そういった御指摘かと思えます。国は災害廃棄物対策指針というものを策定しておりますし、北海道においては災害廃棄物の処理計画というものを策定しております。道内の自治体でございますが、先ほど議員がおっしゃってございましたとおり、まだまだわずかの市町村、私どもで把握している中では13市町村が策定済みと、179のうちの13でございますので、ほんのわずかという状況があります。さらに、このオホーツク管内ではまだ策定している市町村がございません。計画策定に係るモデル事業について北海道からの打診がありまして、29年度には斜里町、30年度には北見市が申請していらっしゃるとうように承っております。こういった流れができてまい

っておりますので、私どもの町といたしましても、この計画の策定について検討しながら、できるだけ早い時期に策定できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。その中で、具体的な仮置場の候補地でありますとか、具体的にその災害の種類によっては、どこを使うかということはありませんけれども、そういった候補地をあらかじめ選定をしていくということなども必要ではないかなと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 1点目のこの災害ごみのことについては、万が一に備えて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと、そして災害が発生した場合には、住民の方の生活再建、そして先ほど言った衛生面、復興などの点からもしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。続いて、避難所について再質問させていただきたいと思っております。ここ数年の現状などもお聞かせをいただきました。実際に開設の方もお聞きして、5年間で10回ほどで305人ほどの人が避難の対応をしたということもお聞きしました。その中で実際避難所を開設して、1番気になるのが備蓄、備蓄についてはどれぐらいされているのか。今現在どれぐらい避難所についてはどれぐらい備蓄があるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 それでは私の方から備蓄の状況についてのご答弁をさせていただきます。備蓄につきましては、避難所用防災用品と災害対应用資機材につきまして備蓄しておりまして、災害時に活用しようとして保管してございます。その種類、数量につきましては、過去の防災災害経験に基づいた備蓄となっておりますけれども、場合によっては備蓄が不十分な場合は、災害時の物資供給等の協定、企業と行っておりますが、そこから供給を受けることとしております。避難所防災用品につきましては、布団、毛布、断熱シート、簡易トイレ、発電機、灯油ストーブ、ポータブルコンロ、大型炊き出し窯、非常食、粉ミルク、お米などを保存、備蓄してございます。また、災害対应用資機材につきましては、スコップ、土嚢袋、のこぎり、ヘルメット、脚立、ロープ、一輪車、油吸着マット、懐中電灯、チェーンソー、発電機などとなっております。保管場所につきましては、女満別地区において、役場庁舎、防災倉庫、除雪センター、道の駅の防災コンテナ、東藻琴地区におきましては、総合支所庁舎、車庫、東藻琴高校裏プール跡となっているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 備蓄については、説明をいただきました。その中で気になったのが、9月2日の防災訓練のときに展示されておりましたが、段ボールベッドであります。段ボールベッドは空気の層があって大変温かく、そして段ボールなので歩行者とか余震などによる振動、また、床からの冷えとかにも対処できる能力もありますし、終始持ち運びが楽なものであります。簡易ベッドに比べ取り扱いもしやすいものであり、実際に北見市では40台備蓄しており、北見日赤

では確か450台だったと思うんですが、我が町としても少しずつでいいから、備蓄していく必要があるのではないかと、そのように思います。あと、発電機とか、そういうものも説明を受けましたが、電気の復旧などもありましたし、実際燃料とかもね、どれくらいあるのかっていう心配もする声があると思います。そのことについて、お答えいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 災害によっては避難所を開設する。そこでの生活が長期化する場合は、いかに避難所での生活を過ごすかというところが重要なポイントになってこようかと思えます。避難者の不安やストレスの負担の軽減が大切ということは言うまでもございません。過去の実績では、短期間、長くて2日間ということでもございましたので、また、避難者の数もそう多くはございませんでした。そんな中で考えますと、その備蓄の数量というものを、そんなにたくさんは必要ではないかなと、今時点では思っております。そんな中で、この前、9月2日の防災訓練の折に事業者の方が段ボールベッドの展示をいただきました。私も実際に使わせていただいたところでございます。さまざまな優位性があると、議員が言われましたように持ち運びが軽いとか、空気の層が出ていてきているので温かい、余震だとか体育館などにいる時の下からの振動というものが伝わりにくいと、そのほかに周りの騒音も壁があるといいたいまいしょうか、そういうことで防げますし、ご高齢な方などは床に座るといよりは、椅子替わりに使うということもできます。また、その箱できている段ボールでございますので、いろんな収納にもなる。場合によって、仮設住宅などに移動するといったときに対する、その段ボール箱としての利用というようなものもあるのではないかと思っております。ただ、たくさん数ということになると、どの程度必要かというところもあります。こんな中で私どもも考えましたのは、これ私どもの地域だからこそなのかもしれませんが、農業用のコンテナですとか、そういうものを使いながら対応する方法もあるなど、それと段ボールを組み合わせるということでも段ボールベッド代替機能というものも発揮できるのではないかなと。場合によっては、そういうものを使うということも念頭に置いておきたいと。そうは言いながらも先ほど言いましたこの段ボールベッドの優位性というものがあります。一度にたくさんということにはならないかもしれませんが、新年度の予算の中でまず一定程度の数量を確保するというところについて、考えてみたいと思います。また今回、そのほかの備蓄用品などについて短くても24時間、最大では43時間の停電があったという中で、役場庁舎においてもですね、緊急用の発電を行って最低限度の電力を確保いたしましたけれども、その燃料の供給というものがですね、非常にタンクとして小さくて、しょっちゅう燃料を入れなければならないというような事象も改めて感じました。もう少し大きなタンクで町の役場の自家発電を動かすということ、ある程度の時間を確保するというのも大切かなと、そういう事象もございましたので、今後備蓄用品の数量などについては、もう一度それぞれ確認をさせていただきながら、必要とされるものはどの程度か、どの程度備蓄していけばいいのかということについて、改めて内部で検討を加えながら、新年度予算などにおいて対応してまいりたいと考えているところでございます。その中に、段ボールベッドの数量などについても加えてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 町長の言われたとおり、急に大量には難しいと思うんで、万が一に備えて少しずつ結構なので、地域住民の生命と財産を守るためにも是非、適切に少しずつ対応していただければと思います。この点については、質問を終わりたいと思います。次に、石北線の存続についてであります。町長より、現状もお聞きして、オホーツク圏活性化期成会においても、責任は国にあるのではないかと、そのような方針だということもお聞きしました。ここで少し視点を変えて沿線自治体の隣の網走市であります。利用促進策としてJR北海道を利用して市内のホテルに宿泊した場合には2,000円の割引を行うということが掲載されておりました。10月1日より開始するみたいであります。このことについてであります。内容についてはひがし北海道フリーパス、北海道レールパスを利用した方に対して割引助成を行うという内容でありました。内容について、会社としては企業4社、JT B、そして日本旅行、JR北海道、そして近畿日本ツーリストの4社が宿泊を対象とした商品を購入した場合に、同じように割引助成を行うという内容でありました。やはり私たち大空町も沿線自治体ではあります。そのような利用促進策も少しずつ考えていかなければならないように思います。そのことについてであります。現在何か行っているのか、また今後何か行う考えはあるのか、その点について考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 JR北海道の利用促進に関する取り組みについては、沿線自治体の連携事業が1つございます。例えば、昨年の7月、ご当地入場券というものをJR北海道で作りまして、これのスタンプラリーを実施するとか、また特急列車内における各市町村での車内販売。さらには、鉄道利用ということに関したシンポジウムの開催。さらに、誘客を促進するために雑誌掲載のPR広告などをさせていただいている。これらは、単独のというよりは、この沿線の自治体として、連携して取り組んでいる事業でございます。このほか、大空町といたしまして、駅舎でありますとか踏切などの維持管理に係る内容を、また、さらに経費、その詳細を明らかにしてほしいと、それによつては地元で応援できることはないだろうか、そんなことを考えまして、JR北海道に現在求めているところでございます。ほかの自治体と協調しながら取り組む支援のほかに利用促進でありますとか、駅のある市町村でいいますと駅の環境整備、冬季間の除雪などの管理、そういった中で、地元として可能な対応はどんなものがあるのか、応援する仕組みはどんなものがあるかということをお個別にJRに投げ掛けて情報提供を今頂こうとしているところでございます。そんな中で、網走市、その他近隣市町村、遠軽町なども、いろいろなその利用促進の取り組みをしてございます。多くは、その地元の経済に人を、交通機関でありますので、人を動かすことによって経済に結びつけた、そういった中で地元としての取り組み、利用促進をとというふうな発想されているかと思っております。それも一つだと思っております。私は、例えば交通機関でありますので、福祉の分野などと結びついた中で、現在の福祉タクシー券、外出支援タクシー券、そのほか、路線バスへの支援というようなものもありますけれども、福

社の分野と結びついた中で、J R利用促進ということもですね、可能性としてあるのではないかと、そのように考えてございます。そんなことから、それらについて町としての提案というものを何か出していきたいということで、担当に指示をしているところでございます。まだ具体的な形までには至っておりませんが、そういうようなことを考えながら、このJ Rの利用促進、連携する部分と単独の町としての提案というものを併せながら取り組んでまいりたいと思っております。併せて、もっと大きな視点となります活性化期成会での議論はここを踏まえながら、地域としての個別の努力も重ねてまいりたいと考えてございますので、今後とも、またいろいろな御発案などがあれば、御指導いただければありがたいと思うところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 先ほど言った網走の利用促進でありますけど、道の交通企画課の担当が地域振興、利用促進と兼ね合わせた先行事例だというふうに評価もされておりました。町長からも現状をお聞きして、町長自身も福祉に結びつけた利用促進をできないかということもお聞きしました。実際に病院通院などとかJ R利用されている方もいますし、是非その分野で前向きに検討していただければと思います。最後になりますが、オホーツク圏活性化期成会の中でも、是非町長には力を発揮していただいて鉄道を存続していくというふうに取り組んでいただければと思います。これで質問を終了いたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 J R北海道が自力では経営が困難だということで廃止なども含めた議論をと言われまし13路線。その中で石北本線、管内の釧網本線については、いろいろな理由から今後も残していくと。そのためには関係者が知恵も、さらにはお金も出し合っていかなければならないということが確認されていると私はそのように受け止めております。廃止の論議ではなくて、いかにこれを利用していくか、そのための論議をこれからしっかりと、これからも進めてまいりたいと思っております。その中で、石北本線の通過する、さらには駅のある町としての役割、発言というものも重要になってこようかと思っておりますので、その折々で私ども地域の考え方をしっかりと伝えてまいりたいと、そのように思います。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時06分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第5、一般質問を続けます。2番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 平成30年度第3回大空町定例議会において、通告により一般質問をさせていただきます。この9月6日に北海道胆振東部地震で被害に遭われた方々にお悔やみ、お見舞い申し上げます。一般質問に入らせていただきます。最初に、女満別空港線における交通安全対策について。1点目、空港線通過車両に対しての注意喚起についてお伺いします。現在の女満別空港線は制限速度50キロとなっておりますけれども、実際はそれ以上のスピードで走行しているのが実態と思われれます。また、レンタカーを利用する旅行者が増えてきており、空港前をスタートして車に慣れないうちに市街地を通過する車両が相当数あると思われれます。道道ではありませんが、事故を未然に防ぐためにも看板を設置する等対策を講じることが必要でございます。是非進めていただきたいと思ひます。2点目、女満別空港線に横断歩道及び手押し式信号の設置についてでございます。女満別空港線の横断は時間帯によっては、相当苦勞するのは多くの町民の皆さんが経験されているところでございます。道道女満別空港線から教育文化会館の角と老人福祉センターの入口以外は、空港に向かって歩道がなく危険だなど、多くの町民の皆さんが危惧しているところでもございます。子どもからお年寄りまで夕刻時のですね、非常に見えにくい時間帯の横断はですね、非常に危険だなどということはですね、多々目にしておりますし、事故が起きてからでは遅いというふうに思ひます。公安委員会の判断によるものだと思いますが、中間に1カ所、是非ですね、歩道手押し式の信号設置するように町から積極的に働きかけることが必要と思ひます。解決に向けてですね、ぜひ進めていただきたい。2項目目の質問に入らせていただきます。都市との交流実績とアンテナショップについての1点目、氷川町、稲城市との交流実績、課題、今後についてお伺いします。友好都市、姉妹都市それぞれ文化団体、学生等を中心に交流が行われているようですが、長年続けてこられて実績と課題も見えてきていると思ひますけれども、課題と今後今のまま続けるのか。また、現状からですね、新たに違う方法で交流を続けていくのか。今後の進め方についてですね、お聞かせいただきたいと思ひます。2点目、稲城市アンテナショップ開設後の実績。どれぐらいですね、大空町から稲城のアンテナショップの方にですね、農産品とか特産品を送っているのか。分かる範疇で結構だと思ひますけれども、教えていただきたいと思ひます。そういったことでですね、アンテナショップに農産品等を送っていく中で、多くの課題もあるかなというふうに考えております。そういった課題を整理しながら今後もですね、ずっと継続していくためにはですね、どういう形態で続けていくのがいいのか。その辺についてもですね、考えがあればお聞かせいただきたい。3点目、氷川町でのアンテナショップの開設について。現在もですね、農産品等の交流を多少行っているのかもしれませんが、もし稲城市のアンテナショップがですね上手く、スムーズにですね、農産品、特産品のですね、PR等に役立っているということがあれば、続いて氷川町においてもですね、将来に向けて、是非今の状況を一步進めて、アンテナショップ等の開設にですね、行政もちょっと関わりを持って産業分野での交流を拡大していったらどうかというふうに考えておりますけど、いかがでしょうか。それではですね。3項目目の質問に入らせていただきます。地震に強いまちづくりについて。1点目、網走湖東岸断層帯の調査についてはですね、平成24年から26年に掛けて、北海道が調査を行っている旨、承知しております。結果がまとまっているのであればですね、分かる範囲で情報の提供をお願いしたい。2点目、新たな公共施設、特にですね認定こども園予定地は将来起こる地震等の災害を想定して

選定しているのかお伺いします。大空町地域防災・水防計画でも液状化対策について記載されておりますけれども、また、今年6月26日政府の地震調査委員会の地震確率道東で急上昇というふうなことで公表されております。また、9月6日にはですね、胆振東部地震が発生し、多くの被害を受けました。近々の情勢をどう捉え、今後の施設建設にどう対応しようとしているのか伺います。3点目、町内で過去に陥没ですとか液状化が発生した箇所がですね、あるのであれば、ぜひ町民の皆さんにですね、お知らせいただきたいなというふうに思います。4点目、既存施設の耐震化率と対策について。既に教育関係施設は100%の達成というふうにお聞きしておりますけれども、残りの公共施設の今後の対応についてはどう進めるのかお聞かせをいただきたい。以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 三條議員から3点にわたって一般質問を頂戴いたしました。お答えをしたいと思います。まず初めに、交通安全対策の関係でございます。道道女満別空港線に関するこれまでの経過等について、まず御説明をさせていただきたいと存じます。女満別空港線は女満別空港と中心市街地の本通5丁目を結ぶ総延長7.4キロの主要道道でございます。市街地区の1.3キロにつきましては、都市計画事業、街路事業による整備が行われ、総幅員22メートルの道路となりました。沿道には役場、消防署、病院、福祉施設、公営住宅、農協さんなどの主要な施設が立地しておりまして、近年では商業施設も増えてきている状況でございます。平成17年に美幌バイパスが全通したことにより利便性が向上するとともに、交通量が増加してございます。交通量の増加に伴い、警察署と協議をいたしまして取り締まりを強化するとともに、平成24年には駐在所を移転。一方で、道路幅が十分確保されていることや円滑な車両の通行に資するため市街地全てが改良されました平成23年度から制限速度が50キロメートルに変更されたところでございます。信号機は手押し式2基を含め、市街地に4カ所設置されております。交通安全対策として、交通安全旗やのぼりの掲示、旗の波作戦、街頭啓発、パトライト作戦などを実施してございます。交通安全運動期間中には、交通指導員の皆様に御協力をいただき、登下校時の街頭指導なども行い、事故の防止に努めているところでございます。議員からの質問の要旨に戻らせていただきます。交通量が増えています。その中にはレンタカーによって、通行される方々も大勢いらっしゃいます。さらに最近では、外国人のドライバーの方々も増えてきていると。このことは間違いのないことではないかなと思ってございます。そういったことを考えますと空港線周辺、これらは、通常の方々に対する注意喚起はもちろん、外国人ドライバーに対しても注意喚起を促していかなければならない地域ではないか、こういったことは、北海道全体の社会課題としても捉えられているところでございます。そういった方々に市街地が非常に近いということも含めて、しっかりと注意喚起をする。さらには規制を行う、そういった看板の設置などが急務だと考えてございます。今後、警察署などとも連携をいたしまして、そういった注意喚起の看板などの設置について検討してまいりたいと思っております。過去に大空町として設置看板をした経過もございますけれども、今時点確認をいたしましたところ、十分効力を発揮していないというものもございましたので、そういったものの移設なども検討していきたいと思うところでございます。横断歩道と手押し式信号機の新設でござ

いますが、正直申し上げまして大変悩んでいるところでございます。信号機などの交通安全施設につきましては、道路交通法でありますとか、北海道警察本部の信号機設置の指針により設置撤去などの方針や条件などが示されているところであります。これらについては、後ほど担当から詳しく説明をさせていただきたいと思いますが、それはそれとしながらも、町民の安全をいかに守るかというのも町の役割でございます。過去にも町政懇談会でありますとか、町に対する意見箱からの意見、住民要望、さらに職員からも空港線横断に係る不安の声も出ております。そんなことから平成18年に一度、信号機の新設を要望いたしましたけれども、認められなかった経過がございます。一方では交通安全のことももちろんですけども一方で、町は空港と市街地を円滑に結ぶルートとしてこの道道の整備を要望してまいりました。信号機の設置というものは、歩行者の立場から考えますと、安全が確保されることになりすけれども、通行車両の立場から考えますと、円滑な通行を妨げるととられかねません。単に信号機を新たに1基設置するというだけではなくて、歩行者や通行車両双方の立場から空港線を含む全体の交通安全の施設について、見直す必要があるのではないかと考えてございます。例えば、現在の手押しボタンの信号機、渡った後のところに歩道が設置されていないという箇所もございます。また、通学路に指定されているという路線もございます。さらに今後、認定こども園、今あります児童センター、そういったものとの接続を考えたときに、道路の形状そのものもどうかというような議論も出てまいります。沿道に新たに建設予定の商業施設、そういったものとの、旧来の物との位置関係はどうかと、そういうことなども考えていかなければなりません。新しく設置をするという発想もございすけれども、既存の手押し式信号の移設というようなことも、その全体の中では考えとしてどうだろうか。トータルで検証していかなければならないと改めて感じたところでございます。少々お時間を頂戴したいと思います。役場内部でまず検討させていただき、警察の皆さん方の御意見でありますとか、さらには関係する学校関係者、また、議員の皆さん方とも協議してまいりたいと存じます。そのような中で、空港線の安全とスムーズな通行というものをどのように確保していくかということについて結論を出し、そして対策を講じてまいりたいと思っております。そういったきちんとした考え方がまとまらない中で要望をしていってもなかなか強いものとなっていくかかなと、過去の二の舞を踏むことになりかねないと思っております。そういう中で取り組みを進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。次に、姉妹都市や友好町との交流の関係についてでございます。具体的な交流の内容でありますとか、その実績などについては、担当から説明を後ほどさせていただきたいと思いますが、特にアンテナショップの関係について私から御答弁を申し上げます。現在、稲城市に大空町のアンテナショップほのか店というものがオープンしておりますが、今のものは、平成20年8月に開設をさせていただきました。当初は、町が店舗の一部を借り上げるというようなことの形式で、農産物等の販売を委託する方法で運営をしておりました。そのため21年度には保冷貯蔵庫なども購入し、農産物のストックや一定期間の新鮮な状態を保ちながら販売できるような形を整えてきたところでございます。24年度から、その方式を止め、借り上げ方式を止めまして、店舗の責任によって向こうから発注注文をいただいて、こちらから送ると、そして販売をしていくというような形としたところでございます。そんな中で、その輸送業務をめまんべつ産業開発公社へ委託し、その輸送費を町が負担し、軽減を図るという中で販売促進に努めてきたところでございます。具体的な数

量は、ロットと言うんでしょうか、そういうもので何パックとか何ケースとかっていうものの実績はありますけれども、町として十分把握できている状況にございませんので、委託料をまず説明をしたいと思います。平成24年度から26年度までの3カ年間は、この委託料で105万円、予算を計上してございます。27年度、28年度は119万円、若干上がりました。29年度は183万という状況になってございます。結果的に注文をされる、頂く販売数量が増加するということになりますと当然輸送の経費も大きくなる、結果的に町が支援する額も大きくなるということが1番の課題ではないかなと考えているところであります。長く交流を進めていく中で、いろいろな交流の分野がありますけれども、農産物、私どもでいうと農産物だとか、そういう地域の特産品などを相互に本当は送り合っていくということを考えますと、土地柄をそれによって知ることができる、また産業を通じた交流というものは、それぞれの収益にもつながるということで重要なことだと、そのように考えてございます。ただ、その産業分野であるがためにですね、それは経済行為というふうな見方もできます。それぞれ販売される方などが収益につながるものとも言えるわけでございます。初期段階における支援というものは必要だと認識をしておりますけれども、いつまで、どの程度支援するべきかというところでは様々な御議論があるのではないかと感じてございます。アンテナショップに対する支援のあり方について、今も必要かどうかということを含め、ちょうど区切り区切りの3年間が終わりますので、新年度に向けて、内容について検討していきたいと、そのように考えているところであります。現在行っている支援の内容が本当に適切かどうか、負担の額として適切かどうか、負担をするのであれば、どういったことであれば負担をしてもやぶさかでないのかというようなことについて改めて考えながら取り組みをしていきたいと思っております。同じようにとは言いませんけれども、氷川町との交流の中でも、特産品の交流がございまして。これは氷川町の藤本町長からの御提案でお互いの道の駅を中心として物産の紹介など販売ができないだろうかということで、大空町の2つの道の駅、そして氷川町の道の駅竜北との交流となってございます。お互いの特産品を取り寄せ、特産品のPR、また、町のPRをしているところでございます。大空町からはゴータチーズカレーでありますとかしじみ製品など12品目、氷川町から晩白柚の加工品など10品目の特産品が相互に並べられている状況にございます。現状は、道の駅で取り扱っている物産ということであり、数量もまだ非常に少量でございます。そんなことから、受ける側、双方受ける側の輸送費負担という中で販売価格に転嫁をさせていただいて今は販売をさせていただいているという状況があり、ここは稲城市のところと今のところ違うところでございます。このほか、イベントに合わせた特産品の紹介、販売も行っております。将来的にアンテナショップ的なものをもしくはコーナーというものができればありがたいなと思っておりますけれども、そういったものに移行していくためには、その内容形式について検討していかなければなりません。そのときに、稲城市にありますアンテナショップとの例でありますとか、やってきた例、さらにはその課題というものをですね、参考にしながら開設ということにしていかなければならないなど、そのように考えているところでございます。次に、3点目の関係でございまして。まず、網走湖東岸断層帯の関係でございまして。議員ご指摘のとおり、平成24年から6年度に道立総合研究機構が網走湖東岸断層帯の現地地質調査を実施いたしました。結果は公表されておられません。また、町に対しても報告等はございませんでしたけれども、今回の一般質問を機に内容を確認をさせていただきました。結果といたしまして、断

層の活動の有無が不明瞭です。活動の詳細が確認できなかった。火山灰がぶつかり合って曖昧な状態で残っている。過去12万年間の中で地層が動いたことは否定できないけれども、活断層という根拠としては不十分であるというような説明でございました。活断層の活動の可能性は低いけれども、活断層ではないと言い切れない。はっきりした結果が出れば公表できるが、今回の結果からは明確な報告ができないとのことでございました。以上のことから、北海道の防災計画においても、北海道における地震被害想定断層モデルとして掲載されていないという旨のお話でございました。また、その新たな公共施設、特に認定こども園の関係については、担当から詳しく御説明申し上げたいと思いますけれども、過去に陥没液状化の関係については私から御説明をしたいと思います。平成6年の10月に発生いたしました北海道東方沖地震におきまして、女満別で震度4を記録いたしました。女満別東陽1丁目周辺において、電柱の傾きや地面から水を含んだ土砂の流出、さらに女満別西1条6丁目周辺では、建物玄関周辺の地盤沈下と駐車場が凸凹になるという事象が起きております。当時、女満別町の土木職員による現地調査を行っているということで、口頭で本人から確認をさせていただきましたけれども、記録として具体的なものが残っていない状況でございました。ただ、そういったことの確認はされているということでございます。次に、公共施設等の耐震化の状況でございます。公共施設の耐震化は、平成23年の3月に耐震改修促進計画というものを町として策定をいたしました。公共施設の中の多数利用建築物、この定義について後ほど担当から御説明を申し上げますけれども、多数の方が利用する建物ということかと思っております。その耐震化割合を平成27年度までに90%にするという目標をこの当時掲げました。そして、28年に新たな耐震改修計画、改編をいたしました中で32年度までに、今度は32年度までに、この耐震化率を95%にするという計画として現在取り組んでいるところでございます。現時点での状況を申し上げます。小中学校については100%耐震化が終わっております。共同住宅としての3階建て4階建ての公営住宅、これも100%でございます。そのほか、多数利用建築物である未対策の施設というものが2つございまして、1つは、東藻琴総合支所、もう1つは、女満別ゲートボールセンターでございます。総合支所につきましては本年度、耐震診断を実施している最中でございます。診断結果を踏まえ、適切な耐震補強等の対策を取ろうと考えているところでございます。女満別ゲートボールセンターは昭和49年度建設で、建設後44年を経過しております。そのほか、多数利用建築物ではありませんが、接続している女満別研修会館が昭和47年度建設で、建設後46年を経過しているということから、これらの施設などの利用度合でありますとか他施設との代替性、また、必要性などを検証し、解体、廃止も念頭に方向性を出していかなければならないとこのように考えているところでございます。以上3点にわたる、ご質問の私からの1回目の答弁は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 1点目の女満別空港線における交通安全対策の御質問に対しまして、私から平成28年3月に北海道警察本部が制定しました信号機設置の指針で示されております設置の条件について御説明させていただきます。必須条件としまして5項目、択一条件としまして4項目が示されております。まず必須条件の5項目ですが、1点目は、一方通行の場合を除き、赤信号

で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。2点目は、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。3点目は、主道路の自転車等往復交通量が最大となる1時間の交通量が原則として300台以上であること。4点目は、隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。ただし、信号灯器を誤認するおそれがなく、交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合はこの限りではない。5点目は、交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ自動車等の運転及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できることとなっておりまして、5項目全てに該当することが条件となります。次に、択一条件の4項目でございますが、1点目は、信号機を設置しようとする場合、またはその付近において信号機の設置により抑止することができたと考えられる人身事故が信号機の設置を検討する前の1年間に2件以上発生しており、かつ交差点の形状、視認性、車両の速度、当該場所における物損事故の件数等から事故発生原因を調査分析した結果、交通の安全の確保のため、ほかの対策により代替えができないと認められること。2点目は、小中学校、幼稚園、幼保連携認定こども園、保育所、児童公園、病院、養護老人ホームなどの付近において生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。3点目は、交差点においてピーク1時間の主道路の自動車等往復交通量及び従道路の自動車等流入交通量が信号機の設置及び撤去における自動車等交通量の条件で示す領域にあること。4点目です。歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため歩行者が容易に横断することができないこととなっておりまして、原則として4項目のいずれか1つに該当することが条件となっております。以上でございます。

◇議 長 塚原総務課参事。

◇総務課参事 私の方からは、2項目目の都市との交流実績に関しまして、アンテナショップ以外の氷川町、稲城市との交流実績、今後について御説明させていただきたいと思っております。まず、姉妹都市であります東京都稲城市との交流について御説明いたします。稲城市との交流につきましては、昭和63年に当町出身で元都立高校の校長でありました方からのご紹介によりまして始められました。児童交流をきっかけとして始まっております。その後、平成3年に当時の女満別町との間に姉妹都市提携を結ばれて以降、様々な事業を行っております。具体的な5年間の実績といたしましては、毎年10月に稲城市で開催されます稲城市民祭に、町民の方に参加していただきまして大空町のPRや地場製品の紹介、販売などを行っていくなど、主に住民同士の交流を目的として行っております。町から報償費で参加していただいている方々は、5年間で合計11名となります。この他、平成27年に大空町合併10年を記念して行われました町民運動会、大空スポーツフェスティバルの方に6名の稲城市の方に参加していただいたり、たすきリレー1000人プロジェクトの一環として、多くの稲城市の方々から応援メッセージをいただくなど、時期に応じた交流についても取り組んでいるところであります。今後の課題といたしましては、より多くの住民の方々が交流できるよう、毎年行われております稲城市民祭の参加以外の新しい交流実施事業につきまして検討してまいりたいと考えております。続きまして、友好町であります熊本県氷川町との交流でございます。氷川町につきましては、平成

5年に当時の東藻琴村が旧竜北町と合併する前の宮原町と児童交流を開始したのが始まりとなっております。その後、平成9年からは中学生を対象にしたホームステイ事業ふれ愛スタディが始まりまして、その後、平成14年には当時の東藻琴村との間で友好町村提携調印式が行われまして、その後、職員同士の相互交流や両町とのイベントなどで交流を深めております。過去5年の氷川町との交流事業の実績でございますが、交流テーマを設定した中で公募による一般町民相互の交流を行っております。具体的には青年農業者の育成と研修、地元食材を活用し料理等を通じた町民交流、マラソンを通じた町民交流、道の駅イベントを通じた物産販売交流などをテーマといたしまして公募を行っております。大空町からは、過去5年間で25名の町民の方が報償費の支援を受け、氷川町を訪問しております。また、氷川町からは24名の方々が大空町の方にいらっしゃっております。また、稲城市と同様に平成27年の合併10周年記念で開催いたしました町民運動会の方には、氷川町長始め8名の氷川町民の方々にも御参加いただいたところでございます。今後の課題といたしましては、一般町民の方を対象としておりますが、町民交流事業につきまして、より参加のしやすいメニュー、テーマづくりをさらに検討いたしまして、多くの町民の方が参加、交流できるよう考えていきたいと考えております。また、これまでの人的な行為に加えまして、特産品の相互交流をですね、もっともっとしていく必要があるというふうに考えております。以上のように、稲城市、氷川町両都市としての交流事業は、様々な分野において、幅広い世代の方々に交流していただいて、その輪を広げているところでございます。引き続き、相互の交流を推進し、友好関係を深めてまいりたいと考えております。以上です。

◇議 長 建設課参事。

◇建設課参事 多数利用建築物について説明いたします。多数利用建築物は、耐震改修促進法の第1号特定建築物に該当するもので、昭和57年以降の建物も含めて全ての建物を指します。耐震改修促進法の第1号特定建築物建築物等は、学校、体育館、病院、集会場、老人ホームなどこのほかにもいろいろな用途の施設がありますが、多数の者が利用する建築物のうち、これらの施設の種類によって異なる階数や面積の要件が設定されており、これに該当する建築物ということになります。具体的な例としましては、役場庁舎のような施設であれば、3階数以上かつ1,000平米以上が要件となっております。役場庁舎の場合、地上3階地下1階の4階数で面積が約3,730平米ありますので、該当要件に合致し、多数利用建築物ということになっているわけでありまして。以上です。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 三條議員からの一般質問にお答えを申し上げます。最初に、大項目2点目の姉妹都市との交流事業について、教育委員会所管事業に係る実績等について御答弁を申し上げます。姉妹都市・東京都稲城市とは小学校5年生を対象とした児童交流事業。また、友好町・熊本県氷川町とは中学校2年生を対象とした生徒交流事業を毎年度実施しております。稲城市との児童交流事業は平成2年2月から始まっており、本年度で29回目を迎え、昨年度ま

での交流延べ人数は2, 500人を超えるまでになっております。近年では、過去の交流事業参加者が親となり、その子どもたちが今交流事業に参加しているという状況も生まれており、まさに世代を超えた事業となっております。一方、氷川町との生徒交流事業は、平成9年8月から始まっており、本年度で13回目を迎え、昨年度までの交流延べ人数は760人を超えるまでになっているところでございます。両事業とも近年では、夏休み期間中に姉妹都市から児童生徒を大空町にお迎えし、1月の冬休みの時期に大空町の子どもたちが稲城市、氷川町への訪問を行っております。お互いの地域の歴史や文化を学ぶとともに、数々の本物体験を通して社会性を身に付けるほか、ホームステイの体験では、コミュニケーション能力を高めるなど、有意義かつ大きな成果を上げている事業でもございます。課題としては、少子化の影響により、大空町からの参加者が減少傾向にあることや、大空町の中学生の参加する男女比率が年度によっては極端に偏るといった場合があります。ホームステイの受け入れに関し、ホストファミリーの確保や調整に苦慮することが生じておりますが、何とか保護者の皆様のご協力を得て実施できているところでございます。今後は、稲城市、氷川町との連携の下、さらなる事業内容の充実に努めてまいりたいと考えております。そのほか、東藻琴高校では2年生の修学旅行に合わせ、氷川町で農業実習体験を3日間実施させていただいております。氷川町の梨農家さんや生姜やイグサを栽培している農家さんのご協力を得て、大空町では経験しがたい貴重な農業体験をさせていただいております。また、文化芸術の分野においても交流事業が展開されております。稲城市の芸術文化団体と大空町文化団体協議会との間において、文化交流事業が行われ、舞踊や華道、歌謡など様々な分野において交流が深められております。平成29年度には大空町文化団体協議会の主催により、稲城市子どもミュージカル公演を招聘し、多くの町民の皆さんとのふれあいの機会が持たれたところでございます。また、稲城市との交流事業の一つの成果として、稲城市において稲城龍舞隊が結成され、毎年札幌で開催されます全国的なよさこいソーラン祭りでは、平成20年から女満別龍舞隊と稲城龍舞隊が合同チームとして出場し、平成26年度には合同チームによる演舞で北海道知事賞を受賞するなど、親交が一層深められていると伺っております。教育委員会としては、今後もこれまでの交流事業が一層発展できるよう、必要な支援を行ってまいりたいと、そのように考えてございます。また、新たにスポーツの分野においても、今後交流事業を実施できないか、姉妹都市や友好町を始め、関係団体の皆さんの御意見も伺いながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。次に、大項目3点目の地震に強いまちづくりに関連して、認定こども園の建設予定地について御答弁を申し上げます。9月6日未明に発生した平成30年北海道胆振東部地震では、厚真町において北海道で初めて震度7が観測され、大規模な土砂災害が発生したほか、札幌市においては、液状化が多発するなど甚大な被害が生じました。また、地震に伴う発電所の停止により全道中が停電となり、大空町でも大きな影響を受けるなど住民生活が麻痺し、地震による脅威をまざまざと思い知らされるものとなりました。地震は近年どこにおいても起こりうるものであり、また過去に地震による大きな被害が発生していない場所であっても、地震を想定しておかなければならないと、そのように言われております。教育委員会では現在、女満別、東藻琴両地区の認定こども園整備に向けて鋭意準備を進めているところであり、本年度は基本設計を行うこととしております。施設の整備に当たっては、地震をはじめとした被害防止対策が重要であることは言うまでもございません。とりわけ、認定こども園については、就学前のお子さ

んをお預かりする施設であり、地震対策に限らず、安全面には十二分な配慮が必要と考えております。認定こども園の建設予定地については、複数ある候補地の中から1つに絞り込んだものでありまして、女満別地区は現在の女満別幼稚園の敷地、研修会館が建っている敷地、めっちゃいど館の隣接地の3カ所。東藻琴地区につきましては、現在の東藻琴幼稚園・保育園の敷地、すぱーく東藻琴横の敷地、B & G海洋センター前の敷地、東藻琴小学校敷地内の南児童遊園地に隣接する敷地の4カ所の町有地をピックアップいたしまして、保護者の皆さんなどにも御意見を伺いながら、敷地面積の状況や安全性、アクセス性、立地周辺への影響などを総合的に勘案した上で、女満別地区については、めっちゃいど館の隣接地を、東藻琴地区についてはB & G海洋センター前の敷地を建設予定地として選定したものでございます。今後基本設計に併せて、地質調査も実施することとしておりまして、建設予定地が地震等の災害の際にも建物が耐えうる地盤であるかを技術面も含め十分検討を行い、安全対策に万全を期しながら施設整備を進めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 それで1項目目のですね、空港線の交通安全対策について再質問させていただきます。町長からも答弁いただきましたように、外国人の通行車両も相当増えたということは、それが実態だと思います。やはり看板は多言語でですね、ここから先は特に横断の多い地域である旨ですね、やはり早期に表示する必要があるかなと思います。また、夜間でも分かるようにですね、看板だけでなく、電光掲示板等のですね、表示物も考えてみていただければと思います。2点目に、横断歩道及び手押し式信号機を設置についてはですね、予算を伴うこともありますし、先ほど答弁いただいたようにですね、総体的に、場所の問題含めてですね、検討が必要かなというふうに思いますので、あまり長い時間を掛けているうちに事故が起きても何にもなりませんので、できるだけ早期にいろいろな問題課題を整理してですね、対策につなげていってほしいなというふうに思います。はい、以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 外国人の方々のドライバーの関係については、北海道全体として大きな課題となつてございます。私どもの認識とすれば、外国人の方々が北海道にご旅行にいられて車を運転するのは少ないのではないかと感じておりましたけれども、空港のレンタカーの方々の協議会というのがありまして、そこで外国人の方々の借り上げ回数というものがここ何年かは集約されております。その状況などを見ますと、かなり増えてきている状況にあると。さらには認識を新たにしなければならぬなと思いましたが、夏がほとんどなんだろうと思っておりましたけれども、冬の流氷シーズンなどもかなりの方々が外国人でレンタカーを借りられているという状況も分かってまいりました。規制する看板、それは国際認証として分かるようなものにしていかなければなりませんし、日本語で表記されている徐行だとか、そういった止まれとかですね、そういったものも外国語表記のものも今出てきているようでございます。そういったものを必要な場所というものが優先順位としてあるんだと思いますけれども、空港の周辺の町と

しても必要ではないかと、そのように考えております。それは空港線に限らず今はナビゲーションによって方向指示が出されるということで、農村部の交差点においてもですね、事故が発生している、それが外国人の方であるということも、増えてきているようにも思います。そういったところにも必要ではないか。公安委員会の皆さんが設置すると、道路標識もありますけれども、町の交通安全協会や推進委員会が設置するものもございます。そういったところも工夫をしていかなければならないと思うところでもあります。またそれを認識してもらうための電光装置、夜間に限らずですね、そういったものも必要だということで、町内で設置している例などもあります。看板設置の折には、そういった工夫も考えてまいりたいと思っております。先ほど担当からですね、信号機の設置条件、必須条件と択一条件というものを話をさせていただきました。これは設置するための条件ではあるんですけども、本当のことを言えばですね、1番ハードルの高い条件というのは、予算面のことなのかもしれません。過去にも町内において別な地域で信号機の設置を要請をしてきた経過にありますけれども、なかなか実現してきていない。そんなやりとりの中で、場所の移設であればというような言葉もですね、あったかに思います。そういったところも含めながらところは高いハードルを超えていく戦略をしっかりと早期に練って、そして要請活動につなげていかなければならないなと思っております。議員のおっしゃるとおり、事故が起きてからでは遅いと、そのより私も考えてございます。過去にはですね、そういった事故があって、信号機が付くというような事象も町内に幾つかございます。そうならないためにもですね、私どもで考えた中で、要請活動につなげ、実現に向けて努力をしてまいりたいと思っております。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇三條議員 それでは2点目のですね、再質問をさせていただきたい。1点目については了解いたしました。

◇議 長 三條議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時とします。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午後1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第5、三條幸夫議員の一般質問を続けます。

◇三條議員 それでは、1項目の女満別空港線における交通安全対策については理解しましたので、2項目の都市との交流実績とアンテナショップについて再質問させていただきたいと思っております。1点目の氷川町、稲城市との交流実績、課題、今後についてですね、質問させていただきます。先ほどですね、いろんな交流実績がですね、取り組み等も御報告いただきました。また課題、今後の取り組みについてもお聞かせていただいたんですけども、今一つですね、課題、それから今後の取り組みについてですね、再度御答弁いただければと思います。一つは、今まで長年やってきてですね、評価をして、今がいいから今後も継続できるかどうか、そこは

全くわからない話でありますから、新たな取り組みをどういう形でしていくのかということの考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 平成3年に稲城市と姉妹提携の調印をさせていただきました。そして平成14年には、当時の東藻琴村で当時の宮原町と友好町の調印式ということで提携を結んでまいりました。当初は、児童交流、生徒交流ということで教育分野の交流が、それがだんだんと産業分野にもなってきております。どちらかという稲城市のが少し交流の発端が時期的に早かったということなんですけど、先ほど担当からですね、この5年間でどういった方々が交流として行っているかという人数を報告をさせていただきました。それは町が報償費でもって応援をしていただいている数で見ると、氷川町の方が多かったように思います。と言いますのはですね、行っていらっしゃる人の数で見ると私は、稲城市との交流の方が多いのではないかと思いますけれども、それぞれその町の支援を受けないで、個人それぞれがいろんなチャンネル、分野、つながりの中でそれぞれ交流をされているということになってきているのかなと、そのように感じております。また、私どもの町、空港があるということから、よく東京の隣町だという言い方がありますがけれども、東京は1日5便が通っておりまして、非常に行きやすいということもあるのではないかと考えております。大空町になりました時にある方からこういうことを言われました。「姉妹都市や友好町っていうのは、町がやっているんでしょう。だから、町が交流すればいいんだよね。」そういうような言い方をされた方がいらっしゃいました。確かに、発端として協定を結ぶというのは町と町が協定を結んで姉妹都市であったり、友好町であったりということになるわけなんですけども、私はそのときお話をしたのは、それは一つのきっかけであって、何から何まで全部町が準備を整えて段取りをして、さあ町民の皆さん交流してくださいというのは、これは初期段階の話であって、ある程度そういったものが成熟してくればいちいち町を介さなくても個人のつながりの中ではさまざまな交流ができると、それが隣近所としてのお付き合いとして、また、姉妹都市、友好町としてのお付き合いの目指すところではないかなと、場合によっては町が当然、先ほど言ったように初期段階で応援しなければならないことあるかなと思いますけれども、自由にいろんなチャンネルの中で町民の皆さんが行き交うことができると、また、そこを介して物資が行ったり来たりできるということが、望ましい姿だなと、そのように感じているところでございます。時間は掛かりますけれども、そういったものを一つ一つ積み上げていくこと、そこを目指して、本当の意味で友好町であり姉妹都市であるということがですね、町民皆さんが実感できるような形をつくり上げられればありがたいなと、そのように感じているところでございます。今取り立てて新しいその方式と申しますか、新しい分野での取り組みということを町として持っているわけではありませんけれども、町民の皆さん方が何かこんなことをやってみたい、さらに取り組んでみたいというような御発案などあれば、先ほど言ったように町としてもどんどんと応援をしていきたいなと考えているところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 交流は確かにですね当初、町の税金を使ってきっかけを作ったりということはもちろんやっけてられてますし、せっかく作ったきっかけがですね、長年経つうちに、その効果がなくなってきたというときにはやはりですね、またそういった効果をさらに継続するために、時と場合によっては、必要なのかなと、提供としてですね、再度仕切り直しをするところも必要なかなって気もしますけれども、その辺についてですね、お聞かせいただければと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど、アンテナショップの関係で御質問も、その分野についても、特出ししてのような形で御質問がありましたので、その関係も含めての今の御質問かなと思いますので、そういったところから少しお話をさせていただきたいと思います。稲城市とのですね、その先言った物産の交流につきましては、今のほのか店については、20年の8月にオープンということでありましたけれども、平成13年にその物産交流というところで取り組みが行われてきてございます。当時、リサイクルショップの一角で、まず最初スタートしたかと思えますけれども、アンテナショップほのかというものが立ち上がってございます。それまでは、教育でありますとか文化関係、教育関係の交流というものがほとんどでございましたけれども、そのことを機に物産を通しての交流が行われてきたと、先駆けであったかなと思ってございます。その後、移転などもある中で、そういったものの交流が十分効果として発現されてきていないような状況も私として聞いてございます。物産のそういう先駆けをしていただいたこと大変ありがたいことだと思っておりまして、それをさらに深めていかなければならない、そういう意味を、意味って言いましょうか、ところも含めてですね、今の稲城店、アンテナショップほのか店というのがあるかなと思っております。当初、10年前に私が考えておりましたのは、移転などでアンテナショップがなかなか十分に機能しきれていないという中で、地域の商店街の方々や交流する中で、そういったところを通じて物産販売ができないだろうかと、いろんなことを模索しておりました。そんな中で、現在のアンテナショップの経営の方が、経営の方と言いましょうか、やってらっしゃってくださる方が、当時お店の一部を貸してあげるよということで、わらにもすすがる思いでその部分を活用させていただいて現在に至っているということですが、先ほど、当初オープンしたお店の方々についても、今もいろんな形でやっけていただいていると。その中で、町のPRもしていただいているということは大変ありがたいことだと思っております。ただ、当初ですね、私が10年前に考えておりましたのは、いろんなところからいろんな先ほど言ったチャンネルで物産が向こうに届く、そして販売をするということも、確かにありがたいことですがそうすると自ずと小ロットになってしまっ、流通経費というものはかさんでしまうと。そういうことで、こちら側から送り出す側の拠点と受ける側の拠点というものを双方にある程度整備をする。今現在は、めまんべつ産業開発公社を窓口として大空町の物産を一度そこに集めて稲城のほのか店に送る、その流通の経費を今町として支援しているということでございます。私が思っておりましたのは受ける側もですね、稲城のほのかアンテナショップが受けるんですけども、それはほかでもあるいろんな店舗とい

ましようか、取り扱ってくださるところを向こう側で取りまとめて、1つ大きなパイプとしてロットにして送り込むといちいち個別にですね、いろんな方々が産業開発公社や農業者の方々から送って下さいお願いしますということではなくて、そこのお店を通じて、今週のもしくは今月の物産についてはいくら送ってもらう、それを向こうに着いた段階で仕分けをしてもらいながら、メインのところ、それ以外のところ、いろんなところで販売をしていただく、そういう形式になっていただければですね、町として先ほど言った輸送の支援などもいろんなところに行き渡って、そして低コストな流通経費の中ですね、皆さんが向こうで販売できるという考え方を持っておりましたけれども、上手にそれが私どもの職員やまた稲城の皆さんに伝わって機能しているかというところはどうもそうではないということが分かってまいりました。是非、私の当初考えたことができないかどうか、そういうことでやっていただけたらともしっかりとですね、いろんなところで、私どもの町の物産を産品を取り扱っていただけたらというところの数が増えてくるのではないかと、そのように考えております。そういった中で、大勢の皆さん方がまた改めて大空町に関心を持っていただく。そしてその産品を取り扱っていただく、先ほど言ったように、1つのきっかけとして、出来上がってきたものがいまま少し効果としてなくなっていると。もう一度そのところですね、改めて構築し直して、そして皆さんに理解いただけるような仕組みとしては作っていきなさいと考えているところでございます。こういったところについては十分私の指示なり、考え方が伝わっていなかった、それが実現されていなかったということにお詫びを申し上げたいと、そのように思います。

◇議長 2番、三條議員。

◇三條議員 1項目目の質問は終わりで、2項目目。関連あるんですけども、アンテナショップの関係で今町長に答弁いただいてですけども、今お話あったようにですね、稲城市には、最初にボランティアグループにお力をお借りして開設したアンテナショップほのかというものがございます。そして後ほどですね、お話あった民間団体を含めたアンテナショップが開設されているというふうに承知しております。再度質問の中ですね、お聞きしたいのは、拠点としてその機能を果たしていただく目的、それは当然だと思うんですけども、私が聞く範疇ではですね、その機能が果たされていない。一つはですね、送料負担をですね、ボランティアグループの方のほのかは、送料負担は一切なしで自分たちで送料負担をして、購入をして向こうで売っている。もう一つのアンテナショップの方は、町の方から送料分を負担していただいて売っているということでそこにですね、差があると。確かに経営形態は違うです。片方は、ボランティアグループがですね、大空町のPRのために仕入れて売ると。片一方は産業につなげていくためにですね、仕入れて売るというふうなことで形が違うんですけども、大空町のために取り組んでこの中身はですね、変わりはないのかなというふうな気がしています。今後においてはですね、この両方の差がないようですね、ボランティアグループのショップにも是非支援をしてあげていただきたいということと拠点としての機能をですね、果たせるように、もっと協力をですね、指導を取り組んでいただければありがたいと思います。最近になってですね、もう1店舗なんかアンテナショップほのかからしきものができるやにも聞いておりますので、そういったことの情報もですね、どうも輻輳してしまっていて、どれが本物なのかわからなくなっ

てくる状態だと困るなと思いますので、その辺を含めて精査していただければと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど言いましたその拠点となるところの分だけが流通経費については町の支援を受けるということではなくて、そこを仲介して仕入れていただくことによって、結果として私どもが最終的な目的のところのところに行ったときに、町側の支援の傘って言いましょうか、内数になっているような、そういう仕組みをですね、本来考えていたものですから、そういうところを先ほど言ったように十分意として伝えてこられなかった。また、確認もしてこなかったということで、反省をしております。そういった仕組みづくりになれるようにですね、私どもからも声掛けをしながら、そういう取り組みをお願いをしまいたいと思っております。しばらく稲城市にもですね、東京までは行くんですけども、なかなかそれから先わずかなんですけども、足を向けておりませんでした。今年度はですね今、日程を調整させていただいておりまして、来月訪問もさせていただきたいと、そんな調整をさせていただいているところであります。その機会に現地などについても足を運んでみたいと、そのように思っておりますので、そんな中で、こちらの意図としていることなどもお伝えしながら、改めてそういった関係を構築してまいりたいと思っておりますのでございます。是非また御指導いただければと。また、そのことでです。ほかにももっと取り扱ってみようと、扱ってもいいなというようなところがまたできてくる。それが本来の先ほど言った、いつまでも行政が介しないでそのルートを通じた中で広がりを見せるということにつながるのではないかと考えております。是非、また御指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

◇議 長 2番、三條議員

◇三條議員 今町長からですね、稲城市の方を訪問されるというお話がありました。是非ですね、両方のアンテナショップに行っているんな励ましの言葉を掛けていただくと現地の方も頑張っただけののかなと、そこはお願いしたいなというふうに思います。2点目は終わりました。3点目の氷川町のアンテナショップの開設についてですね、再質問させていただきたいと思っております。民間サイドでですね、いろんな交流行っているってことのお話もございましたし、道の駅を利用して、お互いに産品をですね、それぞれ展示をして、販売しているということのお話もいただきました。何かをきっかけにですね、一歩前へ進めないとなんとも始まらないというのは、これはもう当然の話ですけども、そういう面では、先ほどお聞きしてですね、一歩進めているなということをお聞きしましたので、その辺のことについては引き続きさらに、ちょっと今までの流れにさらにプラスしてですね、取り組んでいただければありがたいなというふうに思います。以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 氷川町は、東京を真ん中に置きながら、さらに遠方にあるということで、人の往来

もさらにはその物流の流通経費というところも東京稲城市から見るとかさむことになろうかなと思っております。そんなことを考えますと、さらにその流通の、人の行き来のあり方というものとはどんな工夫が必要かなと頭を悩ませてございます。しかし、九州ということもありまして、私どもの周りでは全く触れることも見ることもできないような、そういった産品も多数あることも事実でございます。氷川から取り寄せましたいろいろな産品、道の駅で並べますとあっという間に売れると、そういう状況もございます。こういったものを本来の流通の中でどのようにたくさんの方に知ってもらおうか、また拡大していくか、課題だなと思っております。これからも知恵を出しながら、そういったものを拡大に取り組んでまいりたいと思っております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 3項目目は終わります。次に、地震に強いまちづくりについてですね、再質問させていただきたいと思っております。1項目目の網走湖東部断層帯の調査結果についてはですね、これは、お話しされたとおりかなと思っておりますので、理解させていただきました。2項目目ですね、公共施設建設予定地の将来こういう地震対策ということでいろいろお話をいただいたんですけども、ここはですね非常に町民の皆さんから場所を噂で聞いておりまして、不安の話をよくいただくんですけども、確かにそれなりの基礎をすれば大丈夫だよというようなことですね、しっかりと答弁していただくことで町民の皆さんが安心するのかなというふうに思います。曖昧なままにしてしまうとですね、どうしてもということになると思えますので、その辺のことはですね、是非答弁の中で明快にお答えいただければと思います。当然、トマップ川の周辺の施設ということになりますし、河川は水分を当然含んでおりますから、水分を含んでいるということは振動でもって液状化につながるというようなこともないわけではありません。女満別地区の予定地の上流にはですね、女満別空港があります。女満別空港には調整池を抱えていて、雨が降った時に貯める池があります。それらがオーバーフローしたときにはですね、当然河川に流れてくるというようなこともありますし、いろんなことを想定しながらですね、取り組んでいただきたいと思っておりますので想定も含めて結構ですけども、再度、答弁お願いできればと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 女満別地区ですね、認定こども園の建設予定地についてのですね、御質問がございました。女満別地区の建設予定地は、現存する児童センターめっちゃいるど館の隣接地ということをご予定しているわけでございますけれども、議員からお話ありましたようにトマップ川に隣接しているといったことなどから地盤状況に対する懸念を抱かれておられるものと、そのように推察しているところでございます。これまで、教育委員会といたしましても、めっちゃいるど館建設時のですね、状況なども既に把握をさせていただいているところでございまして、児童センターめっちゃいるど館は、平成12年度に建築をされている施設でありまして、もちろん耐震化施設となっております。平成13年の4月1日から開設をし、今日に至っているわけでありまして、平成15年の9月に十勝沖地震というものが発生しておりまして、大空町で

は震度4を記録をしております。その際、めっちゃいど館施設については特に被害等発生はしてないということもですね、確認をしたところでもあります。さらに、めっちゃいど館整備に当たっても地質調査というものを実施しております、地盤的には地下5メートル程度までですね、泥炭層やシルト層といった比較的軟弱な地層であるということが建設前から分かっておりました。また、さらに言えば、地下水位が高いということで液状化の可能性もですね、ある地質であると、そういうように認識もしているところでもありますけれども、先ほど言いましたように地震等にあっても、特にそういう液状化あるいは建物の倒壊等というのがなかったということではありますが、この度の厚真の地震ではですね、震度7と大きな地震がありましたので、そういったような状況なども十分踏まえる必要があると改めて認識を新たにしたというところでもございます。認定こども園に係る地質調査については、これから、まさに実施するという段階でございますけれども、地震、地盤、液状化への対策など、やはり施設の安全面の確保は最重要項目であると思っておりますので、基本設計段階また地質調査段階においても十分内容の検討をですね、行いながら、安全安心な施設の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 長年ですね、町民の皆さんが待ち望んでいた認定こども園であります。それだけにですね、しっかりした事前の調査等を含めて建ててから後悔しないようにですね、是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 はい、私からも、お話を申し上げたいと思います。今言われましたように長年の計画でやっとここまでやってまいりました。そんな中で調査をすることはもちろんですけども、その状況などをつぶさに関係者の皆さん、町民にお知らせをして、そしてここであれば大丈夫だねと、こういう措置が講じられるのであればとか、こういう状況であればと御理解をいただける中で進めていくという体制もをとってまいりたいと思っております。皆さんに御利用いただける施設となるように、最善の努力をさせていただきたいと思っておりますので、どうかこれからも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 2番、三條議員

◇三條議員 一応お答えいただいたのであとは特に質問なく、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございます。

◇議 長 これにて三條幸夫議員の一般質問を終了します。

◇議 長 次に、1番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 それでは通告に従い、一般質問を行いたいと思います。今回の胆振東部地震において被害のあった方々にお悔やみ、そしてお見舞い申し上げたいと思います。それでは質問に入りたいと思います。大空町の情報発信について。1点目、大空町のホームページとSNSの活用についてです。現在主流のホームページは視覚に訴え掛け直感的に情報を得やすいものが主流です。また、情報発信のスピードも求められています。現在の大空町ホームページは必要な情報は一通り発信できてはいますが、町民はもとより、町内外、ひいては海外向けの明確な棲み分けや地域情報のSNS発信、情報の一元化ができていないように感じるところです。大空町が進めている総合戦略、観光人口増加をさらにを進めるためには、紙面、WEB、動画を最大限活用した戦略が必要と感じます。以上のことを踏まえまして、ホームページの改善とSNSの活用について、町としてどのような考えをお持ちであるのかを伺いたいです。2点目は、公共施設におけるWi-Fiの整備についてです。現在大空町内では、道の駅などでWi-Fiが利用可能となっています。町民及び施設利用者や観光客、インバウンドの方たちの利便性向上を図るために、また、災害発生時に町民及び観光客、インバウンドの方たちへ災害情報発信するために、公共施設へのWi-Fiの整備が必要ではないかなと感じますが、町としてどのような考えであるのか伺いたい。以上2点を質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 後藤議員の一般質問に御答弁を申し上げたいと思います。現在のホームページは、サーバー等の機器の更新に合わせ平成26年度リニューアル業務を行い、27年度から運用を開始しております。主な変更内容は背景色でありますとか文字サイズ、これらを考慮し、スマートフォンからも閲覧できるようにしたところでございます。当時の御指摘といたしまして、必要な情報を探しづらい、観光や防災に関する最新の情報を提供してほしいといったものがございました。御意見等も踏まえ、目的別に整理してアクセスについて工夫をしたところでございます。さらに、掲載情報の更新作業を容易にできるシステムとして改善をいたしたところでございます。当時3つのパターンのソフト、どのような方式にするかということで、庁内の中でプロジェクトをつくり、職員によって議論を深め、最終的に現在のものとしたところでございます。細かなその内容については、省かせていただきますけれども、当時検討しておりましたパッケージソフト、1つは更新費用に670万円掛かるもの、もう1つは380万円のもの、もう1つは230万円のものと3つありまして、それぞれをいろいろな分野で比較をさせていただいたところであります。結果として、更新作業を自分たちで行うということは容易性というものを最大限評価いたしまして、トータルで金額でいいますと380万円のソフトを導入して、現在に至っているというところでございます。観光情報の発信はホームページのほかに、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム3つのソーシャルネットワーキングサービスを活用してございます。フェイスブックとツイッターはヒマワリの開花やメルヘンの丘などの自然景観に関わる情報、イベントに関する情報、スポーツやアクティビティーに関するもの、芸術文化に関するもの、特産品など5つの分類で情報を発信してございます。インスタグラムは風景を中心とした季節の移り変わりを写真を通して発信しているところでございます。これら

は、現在のホームページからは閲覧できません。今後、ホームページの改編をするに当たり、情報発信ができるようにしなければならないと考えてございます。このホームページからではございますが、リンクできるものとして、外国人向け、外国人観光客向けのサイトを開設してございます。宿泊施設でありますとかイベント等の情報を英語、中国語、韓国語で発信をしてございます。こちらに掛けている経費でございますけれども、平成24年度に導入をいたしまして、おおよそは導入経費に100万円。また、年間ライセンス更新料という名称になっておりますが、年間60万円ほど掛けているところでございます。総合戦略でありますとか、移住定住に関しましては、ホームページのトップページに別枠を設けて紹介するようにいたしております。総合戦略は施策の目的別に区分して整理をしてございます。移住定住は専用サイトを開設してございます。支援メニューの紹介だけではなくて、移住された方のインタビューや動画などを掲載し、周知に努めているところでございます。町民の方々、また観光客、いろんな方々への情報発信の手段はホームページのほか、広報でありますとか、町のお知らせ、情報掲示板のほか、28年度からはスマートフォンのラインによる情報発信を開始をしております。さらに、29年度からは、おおよそテレビジョンとして動画の配信も行ってございます。広報誌というものは紙面の都合上、情報の量に限りがございます。補完するものとしてホームページもありますけれども、動画も臨場感や分かりやすさといった点から効果的な分野もあり、それらも活用しているところでございます。これらの広報媒体、広報誌やホームページにつきましては、モニター制度を導入し、町民から御意見をいただいております。受け手側の皆さんからの御意見というものは送り手である行政ではなかなか思いつかない貴重なものが多くございます。大変参考にさせていただいております。中にはお褒めの言葉をいただくこともあり、それが担当者の励みになっていると担当者から聞いているところでございます。しかしながら、私自身、町民の皆様とお話をさせていただく中では、行政施策が十分に周知し切れていないと感じることも度々ございます。町政懇談会などではときに、広報を読んでもいただかなくては、町の情報を分かりませんよと。そうすると損をすることもありますと、是非面白いとか面白くないだけではなくて、ご覧をいただきたいとお話するようなこともございます。今後も様々な手段を用いて情報の提供を行ってまいりたいと思います。また、情報の発信というものは、私も行政や関係機関だけが行うのではなく、情報提供を受けた方が連鎖的に発信していただいてこそ拡散されるものだと思っております。ただ、場合によっては危うい情報となってしまう危険性もございます。そういったことも十分理解した上で、配慮した情報の発信に努めてまいらなければならないものと考えているところでございます。次にはW i - F i の関係でございます。パソコン、スマートフォン、タブレット等を無線LANを利用してインターネットへ接続することができるわけでございます。街中や観光地などで無料W i - F i での利用できるアクセスポイントが増え、観光情報の発信や収集に活用されてございます。町の公共施設では、道の駅、芝桜公園などでこういったものは活用できます。また、女満別空港さらに町内のホテルでも利用できる場所がございます。観光情報の受発信はより多くの方が活用することで拡散し、広がりを見せるものと思っております。ほかの公共施設での無料W i - F i アクセスポイントそういったものの必要性も感じているところでございまして、乳酪館や朝日ヶ丘公園、女満別湖畔など考えられる場所ではないかと思っております。ただ、ほかの公共施設は、町民の方々の利用が多く、無料によるアクセスポイントが直ちに必要かどうかということについて

ては少し検討していかなければならないかと、そのように感じているところでございます。どこまでの費用で町民の方々の無料範囲を広げるかということについては考えていく場面もあろうかなと感じております。また、災害情報でございますが、これらは緊急時にいかに早く、いかに的確にかつ確実に伝えることができるかということが鍵かと思えます。気象庁が配信いたします緊急地震速報、津波警報、気象特別警報。さらに各省庁や私ども地方公共団体が配信いたします災害避難情報、国民保護情報、これらは回線混雑の影響を受けずに受信することができます。対象エリアにいる方は無料で御利用できるようになっておりますので、災害時は公的機関の情報を活用することが最も重要だと思っております。それ故に私どもの町といたしましても、情報の即時性、的確性、確実性を念頭に発信していかなければならないと考えてございます。今後も情報の種類、目的も考慮し、そしてそれぞれの手段を検討し、費用面からも御理解をいただきながら整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。また、いろいろな工夫などでアイデア、また、御意見を言っていただければありがたいと思っております。以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、後藤議員。

◇後藤議員 1点目の大空町のホームページとSNSの活用について再質問させていただきます。確かに先ほど町長がおっしゃったとおり、現在の大空町のホームページは、町と職員さんの御努力により一通りの情報は網羅されていると思います。また、フェイスブック、ラインのSNSも確かに活用されていますが、せっかく運営されているのに、先ほど町長もおっしゃってましたけどホームページに案内が載っておらず、過去の広報にSNS活用の案内が載っていたのか不明なんですけど、アクセスの仕方が分からないということもあります。また、町内向け、そして観光客など町外向けが混在している状態の印象を受けます。ホームページはいわば大空町をPRする情報誌ありまして、また町外向けの最初の玄関口でもあります。大空町の情報を得ようとしてくださっている町外の皆さん、お客様に魅力的で、かつ分かりやすいページが必要だと思います。例えば、移住定住や観光促進を積極的に進めている自治体のページを閲覧しますと、まずページの最初に視覚に訴え掛ける風景の画像があり、その下に町外の方たち向けのバナー、もしくは、分かりやすく町内向け町外向けを選択するようになっていまして、町外の方たちが情報の混在の中から必要項目を選択するストレスを感じることなくアクセスできる仕組みになっています。また、先ほども言いましたようにSNSがホームページに貼り付けてありまして、町が話題やイベント情報が閲覧できやすい状態になっています。現在の大空町は、まち・ひと・しごと創生総合戦略のPR版でも紹介されていますが、保育料が安い、小学生、中学生は給食費が全額補助、中学生まで医療費が無料、子育て世帯の住宅新築に補助金を交付、地域で起業する方の初期費用の一部を助成するなど、ほかにもいろいろな魅力的な施策がたくさんそろっていて大変力を入れてくださっています。そして保険者努力支援制度では、オホーツク管内1位。毎年防災訓練を行っているのはオホーツク管内で大空町だけのようです。行政の地道な取り組みであり、それに応える住民意識を高い町民の皆さんが暮らしている町とも言えると思います。現在、そういったよい情報も積極的に町外の方たちへ発信していく仕方が十分ではない部分もあると思いますので、ホームページの改善は必要なかなと感じているとこ

ろであります。それについて町長、御答弁お願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 ホームページ、そればかりではなくて、いろいろなもののその評価というのは、それぞれ皆さん方によって異なるのではないかと思います。過去からも、今の前のバージョンのときからですね、先ほど言いましたように、情報を探しづらいと、項目が載っていないと、更新することがなかなか簡単にできないので、いつも古い情報ばかりだと、そういうことで、先ほど言いましたように26年度に、新たなものとして導入をいたしました。いくらか改善された点もあるというふうに私も思っております。しかし、それでもまだなかなかほかから見たらどうもなというような、そういうご指摘かと思っております。どこまでやれば、予算のことで言えば、もっとお金を掛けるともっと見やすくなる場面もあるのかもしれない。そういった意味で、町民の皆さん方のモニター制度というものもここに併せて、御意見を頂戴しているところでございます。議員からの御意見もそういったご意見と重なる部分もあるやに感じております。ホームページ、今の時代は情報発信というものは非常に大切なことでありますし、情報そのものが、ちょっと下世話な言い方になってしまいますけれども、価値のある、そういったお金に代え難いような、そういったものであるということも言われております。これをどのように操作をするか、永遠の課題ではないかなと思っておりますけれども、担当も一生懸命努力をして今のものを作り上げておりますけれども、さらに、そういったものをどのように作り上げていくか、内部でもさらに検討してまいりたいと思っております。議員が言われております内容、過去の議会からも何度となく御指摘をいただいているところであります。施策については一流、しかし、アピールについては三流だと、そういうご指摘を常にいただいております。なかなかの難しい課題でございます。お金を掛ければいいのか、そういった人材をしっかりと確保していくことがいいのか、悩みは尽きませんが、御指摘をいただいたことは、しっかりと改善できるように取り組んでまいりたいと、そのように思うところでございます。これからもご指導いただきますように、また、思いついた点などがあればご指摘をいただきますように、お願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 1番、後藤委員。

◇後藤議員 町立の新しい高校が平成33年に開校に向けて準備が進んでいます。生徒募集については広域的に募集する予定であると伺っています。広域的に募集を行うということは、おそらくオホーツク管外で関心を持つ保護者及び受験生は、まず大空町がどのような町なのか、ページにアクセスすると考えられます。アクセスしたときに大切な子どもを通わせたい魅力的な町に思うのか、そうではないのか、やはり第一印象が重要な要素を占めるとも思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。以上、1点目の質問を終わります。続きまして2点目の公共施設におけるWi-Fiの整備についてですが、先ほど町長から答弁あったように、まず最低限、数カ所を設置していただき、そのニーズが本当にインバウンドの方たち、また、観光客の方たちにニーズがあるのか検証していただいて、必要であれば、また整備していただければ

と感じます。以上、質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回の御質問は、どの分野でということではなく、全ての分野に通じて情報発信をどのようにするか、そこがまちづくりのポイントになるということではないかと感じてございます。新しい施策、例えば認定こども園一つとっても、それによって移住者が増えるというほかの町村の例もあります。高校も然りかと思えます。そのほか、様々行っております総合戦略の施策などPRしていく努力は、それが人口減少に歯止めを掛けるということにもつながっていくのではないかと、大きな課題としてとらまえて取り組んでまいりたいと思っております。Wi-Fiについては、先ほど言いました、まずはその観光地的にいろんな、町民ばかりではなくて町外の方も含めたいろんな方々が集まる施設にまずは整備していくということが必要ではないかと思っておりますし、どのような形で使われていくのかと、こういったところがさらに必要になってくるのかということ、そういった状況をつぶさに調査させていただきながら、その後、費用対効果なども考えて判断をしてまいりたいと、そのように考えます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 終了ですか。

◇後藤議員 はい、終了です。ありがとうございます。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。これで一般質問を終わります。

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 1時48分)

平成30年第3回

大空町議会定例会会議録

[その2]

- ・招集 平成30年9月12日
- ・開会 平成30年9月12日
- ・閉会 平成30年9月13日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番 後藤 忍 7番 品田 好博

2番 三條 幸夫 8番 齋藤 宏司

3番 上地 史隆 9番 松岡 克美

4番 田中 裕之 10番 深川 昇

5番 原本 哲己 11番 松田 信行

6番 沢出 好雄 12番 近藤 哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町長、教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長、副町長、総合支所長、会計管理者、総務課長、総務課参事、住民課長、福祉課長、福祉課参事、産業課長、産業課参事、建設課長、建設課参事、地域振興課長、住民福祉課長、総務課主査、生涯学習課長、生涯学習課参事、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成30年第3回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成30年9月13日(木) 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第3 議案第54号 財産の無償貸付けについて
- 日程第4 議案第55号 大空町合同納骨塚条例制定について
- 日程第5 議案第56号 大空町墓地条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第57号 リール式散水機施設管理条例制定について
- 日程第7 議案第58号 平成30年度大空町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第59号 平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第60号 平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第61号 平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 認定第1号 平成29年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第2号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第3号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第4号 平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第5号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第6号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第7号 平成29年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第8号 平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第20 報告第11号 平成29年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 日程第21 報告第12号 平成29年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第22 報告第13号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課参事	松川一正
総合支所長	伊藤裕幸	産業課長	藤田勉
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	南部猛	建設課長	高島清和
総務課参事	林敏美	建設課参事	山本純生
総務課参事	塚原章裕	地域振興課長	作田勝弥
住民課長	田中信裕	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	佐々木徳幸	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐薙幸史	生涯学習課参事	田端久剛
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	伊藤裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	井上透
------	-----

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	伊藤裕幸
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主幹	石川大樹
------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

平成30年 9月13日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開会 午前10時00分)

◎開会、開議宣言

◇議長 おはようございます。ただいまから平成30年第3回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において、2番三條幸夫議員及び3番上地史隆議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 諮問第1号

◇議長 日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町長 議案書の1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員北島恵子が平成30年12月31日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を後任委員に推薦することについて議会の意見を求める。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。住所は、北海道網走郡大空町女満別夕陽台1丁目5番7号。氏名、北島恵子。生年月日、昭和31年10月1日生まれでございます。北島氏は、平成28年1月から1期3年間、人権擁護委員として人権啓発及び相談活動に従事され、誠意を持ちかつ積極的に活動に取り組みまれておられました。地域の実情に通じ、温厚な人柄であり、人権擁護委員に適任であると感じております。引き続き同氏を推薦申し上げたく議会の意見を求めるものでございます。御本人の経歴等につきましては、参考資料の1ページに記載してございます。御参照いただきたいと存じます。提案理由を説明させていただきましたので御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。暫時休憩します。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時04分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第3 議案第54号

◇議 長 日程第3、議案第54号、財産の無償貸付けについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書3ページでございます。議案第54号、財産の無償貸付けについて。次のとおり、財産を無償貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。記、1無償貸付けの目的、農村地域との共同活動により農業用排水路等の維持管理を行っているが、地域の負担軽減を図るため、農業用トラクターを大空町広域協定運営委員会に無償貸付けする。2無償貸付けする財産、農業用トラクタークローラ式1台。3無償貸付けの期間、平成30年9月18日から平成31年3月31日。4無償貸付けの相手方、大空町女満別西3条4丁目1番1号、大空町広域協定運営委員会、会長、晴山棋一郎。5無償貸付けの条件、使用貸借契約による。農業農村整備事業により整備されました農業用排水路は町、網走川土地改良区が施設を管理していますが、草刈り等の作業は地域の共同活動で実施しています。しかし、農業者の高齢化、農家戸数の減少から共同活動が地域の負担となっています。このような地域の状況の中、近年の雇用形態の変化に伴い、排水路の周辺農地へ湛水被害が非常に被害を及ぼし、営農の支障となっています。町は、地域の共同活動により排水路機能を維持・発揮させることで、降雨等の気象条件に左右されない農業の構築を図りたいと考えています。そのために共同活動の課題の改善として、人力により草刈り作業をしている農業用排水路区間を農作業用トラクターを購入し作業をすることで管理、省力化を図るものであります。そこで、農業農村の多面的機能の維持・発揮のため共同活動しています大空町広域協定運営委員会に農作業用トラクターを無償貸付け行いたく、議決を得ようとするものでございます。以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 今説明いただいたんですけども、無償貸付け状況については賛成ではあるんですけども、農業トラクター用のクローラトラクターのクローラ式1台の保管場所、どこに保管されるのかということと機械を損傷した時のですね、修理、賠償金等は怎么样了のか、ちょっとお知らせいただければと思います。

◇議 長 産業課参事。

◇産業課参事 トラクターの保管場所につきましては、冬期間、長期間使用されない期間につきましては、本郷排水機場で管理をしていくということで考えております。また、大空町広域協定運営委員会で、活動等で使用している期間につきましては、運営委員会の方で保管をしていただくということで考えてございます。また、機械の破損等の対応につきましてはでございますが、今回、大空町広域協定運営委員会で活動しているものにつきましては、多面的機能支払交付金を活用して、農村地域の多面的農機場、多面的機能の維持発揮を図るための地域の共同活動ということで実施をしております。交付金の趣旨から、大空町広域協定運営委員会に今回無償貸付けをいたしますとその活動で使用されるということになりますので、その交付金を使用して、大空町広域協定運営委員会の方で車両保険等を掛けることが可能となっておりますので、町の方で保険等の費用については、今回予算の補正等は行ってございません。

◇三條議員 はい、分かりました。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第54号、財産の無償貸付けについてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第55号

◇議 長 日程第4、議案第55号、大空町合同納骨塚条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。田中住民課長。

◇住民課長 議案書の5ページでございます。議案第55号、大空町合同納骨塚条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。議案書7ページをお開き願います。始めに、条例制定の趣旨について御説明申し上げます。近年、少子高齢化や核家族化などの影響により、先祖代々のお墓の継承や維持管理が困難になってきている方、経済的な理由により、お墓の建立やお寺などへの納骨ができない方、身寄りがなく、将来に対する不安を抱いている方などが増加してきており、複数の遺骨を1カ所に埋葬する合葬墓の整備が全国、全道的に広がってきています。オホーツク管内でも、昨年度まで

5市町で自治体による整備が行われ、本年度も2町で開設される予定となっており、今後ますます需要が高まることが予想されます。本町においても、ここ数年は墓じまいや改葬される方が増加傾向にあることや全国的に高まる需要を受けまして、本年度合葬墓を整備する予算を措置し、年内に完成予定でありますことから、大空町合同納骨塚条例を制定するものでございます。次に、条例の概要について御説明申し上げます。第1条の趣旨につきましては、合同納骨塚の設置及び管理について必要な事項を定めることを規定しております。第2条の定義では用語の意義を規定しております。第1号で合同納骨塚、第2号で焼骨、第3号で改葬焼骨、第4号で生前予約についてそれぞれ定めております。第3条では名称及び位置を規定しております。第1号、名称、大空町合同納骨塚。第2号、位置、大空町女満別昭和186番地の1、女満別共同墓地内。名称につきましては、合葬墓または合同納骨塚のいずれかで検討してまいりましたが、合同納骨塚が一般的で馴染みやすいこと。また、全道や近隣市町でも多くの自治体で使用されている名称でありますことから、大空町合同納骨塚としております。位置につきましては見晴らしが良く、敷地面積も十分確保できる女満別共同墓地の一番高い場所に設置することとしております。第4条、使用者の資格では、合同納骨塚を使用できる者について規定しております。第1号、大空町に住所または本籍を有している者。第2号、大空町に過去に住所または本籍を有していた者。第3号、大空町内に親族がいる者。第4号、大空町内の墓地に埋蔵されている焼骨を合同納骨塚に改葬しようとする者としております。8ページをお開き願います。同条第3項として、生前予約について規定しております。生前予約を希望する者は、第1項第1号から第3号に定める満65歳以上の者としております。第5条、使用許可では、あらかじめ町長の許可を受けること。使用許可証を交付することについて規定しております。第6条では生前予約使用の許可を受けようとする者は主宰者の届け出が必要であることを規定しております。第7条では合同納骨塚の改葬について規定し、使用許可に係る改葬焼骨に限り埋蔵できることとしております。第8条では、使用料について規定しております。9ページ下段の別表をご覧ください。区分欄1回の焼骨の埋蔵が1体の時、合同納骨塚使用料は9,500円としております。区分欄1回の焼骨の埋蔵が2体以上の時、使用料は一体目9,500円、2体目以降6,500円としております。使用料の算定に当たりましては、整備に要する経費及び全道管内における整備済み自治体の料金を参考にして設定しております。8ページに戻っていただきまして第9条、第10条では、使用料の免除と還付について規定しております。生活の困窮により、使用料を納付する資力がないと認める時は、免除することができる。既に納付した使用料は還付しないこととしております。第11条では、焼骨等の不返還について規定し、埋蔵後は焼骨等の返還を求めることができないこととしております。第12条では使用許可の取消し等について規定しております。9ページをご覧ください。第13条では生前予約に係る使用許可の失効について規定しております。生前予約の使用許可を受けた日から起算し、20年を経過しても焼骨の埋蔵が行われなかった時は、使用許可の効力を失うとしておりますが、但し書きで生存されていることが確認できた時は効力は失われないこととしております。第14条では損害負担について、第15条では委任について規定しております。附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。また、附則の第2項で、施設の使用に係る申請、そのほか必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができると規定しております。なお、議会定例会参考資料の3ページから13ページに、条例施行

規則を掲載しております。5 ページ以降には申請許可等の様式を掲載しておりますので、御参照いただければと存じます。以上、条例制定の提案理由につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10 番、深川議員。

◇深川議員 条例制定については何ら問題はないと思われまじけれども、関連がございますので、若干お聞きをしたいと思えます。合同納骨塚につきまして、東藻琴の住民、地域住民からも、できれば東藻琴地区にも建設をしてほしいとの住民の声がありますけれども、今後に向けて、考え方について町長にお伺いしたいと思えます。

◇議 長 町長。

◇町 長 パブリックコメントなどでも、そういった意見が一部あったと、そのように覚えております。また一方で、町内でまずは1カ所でいいのではないかと、そういった御意見も私のところにも寄せられております。今回初めて大空町としてこういった合同納骨塚というものの建設、また、整備に当たるといことでございます。今後につきましては、この利用状況、また、これをお使いいただく町民の皆さんの反応といたしまじょうか、そういったものを十分受けとめまして考えていきたい、そのように思っているところでございます。

◇議 長 10 番、深川議員。

◇深川議員 初めてのことでございますので、なかなか難しいと思えます。広域的に大きく考えた場合、1町に1カ所というのが一番望ましいと思えますが、どちらの地域におかれまじても、やっばし100年以上の歴史があり、思いがあると思えます。費用、また、管理の問題からいっても、1カ所がいいのかなと思えますが、その辺も踏まえ、地域住民の感情とらまえた時に、少しでも前向きに考えをいただきたいと思えますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

◇議 長 その他、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第55号、大空町合同納骨塚条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、大空町合同納骨塚条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第56号

◇議長 日程第5、議案第56号、大空町墓地条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。星加住民福祉課長。

◇住民福祉課長 議案書11ページでございます。議案第56号、大空町墓地条例の一部を改正する条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。議案書13ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にて御説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の15ページをお開きください。議案第56号関係、大空町墓地条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。改正の趣旨でございますが、大空町内には、大空町墓地条例第2条の規定に基づき、13の共同墓地が設置されており、そのうち東藻琴地区には7つの共同墓地が設置されております。東藻琴地区の共同墓地のうち、農村部の共同墓地で利用実態がないと思われる墓地が存在していることから、共同墓地の統廃合に向けた検討を進めるため、平成28年9月に現地調査を行いました。その結果、5カ所の共同墓地、山園共同墓地、東洋共同墓地、福富共同墓地、明生共同墓地、新富共同墓地につきましては、利用実態がないことが判明いたしました。墓地廃止に関する申し出の受け付けを開始することといたしました。墓地廃止に関する申し出等の受け付けにつきましては、社会通念上、年1回の墓参りを考慮いたしまして、おおよそ1年間を受付期間とし、まちのおしらせにより、平成29年4月15日から平成30年3月30日までの期間で、また、官報公告により、平成29年5月26日から平成30年5月25日までを受付期間といたしまして実施したところでございます。その結果、まちのおしらせ、官報公告の双方ともに申し入れ等がなかったことから、山園共同墓地、東洋共同墓地、福富共同墓地、明生共同墓地、新富共同墓地の5つの共同墓地について廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第56号大空町墓地条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、大空町墓地条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第57号

◇議長 日程第6、議案第57号、リール式散水機施設管理条例制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書15ページでございます。議案第57号、リール式散水機施設管理条例制定について。このことについて、別紙のとおり提出する。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。議案書17ページをご覧ください。始めに、条例制定の趣旨について御説明申し上げます。女満別地区畑地帯総合整備事業及び畑地かんがいモデル事業でリール式散水機施設を導入しています。女満別地区畑地帯総合整備事業で導入されましたリール式散水機施設は畑地かんがい女満別水利組合と備品使用を貸借契約を締結して無償で貸付けしています。畑地かんがい女満別水利組合へリール式散水機施設を貸付けしているため、使用者の変更がスムーズにできない状況となっていること。また、リール式散水機施設も保守管理費用は使用者が負担することとしていることから、保守管理の水準が一定でないことなど、課題の改善を図るためリール式散水機施設管理条例を制定するものでございます。次に、条例の内容について御説明申し上げます。第1条の趣旨でございます。畑地かんがい用水をかん水するため使用するリール式散水機施設の使用に関する事項を規定しております。第2条の使用区域でございます。道営女満別地区畑地帯総合整備事業で導入した施設は、国営女満別地区かんがい排水事業で水利権を取得しております圃場の末端施設となりますので、使用区域をリール式散水機施設Ⅰのとおり規定しています。畑地かんがいモデル事業で導入した施設は、使用区域に定めのないことから、リール式散水機施設Ⅱのとおり大空町内と規定してございます。第3条は使用期間を規定します。第4条、使用対象者でございます。第1項は、土地改良法第3条に規定する資格を有する者としております。また、第2項は第1項で規定をした使用対象者以外について規定しております。第5条は使用の申請、第6条は申請内容の変更の申請、第7条は使用の中止の届出を規定しております。19ページ上段の別表をご覧ください。第8条の使用料は1年間1台5万5,000円としています。リール式散水機施設は、今後15年間使用できると考え、補助事業による保守管理費用の地元負担額、毎年の散水機の水抜き費用及び修繕費を積み上げ、1年間当たりの保守管理費を使用料としております。また、GPS機能つき施設の使用にしましては、使用料に9,000円加算します。17ページをご覧ください。第9条は使用料の徴収方法について規定しております。18ページをご覧ください。第10条の使用料の減免及び還付は、かん水期にリール式散水機施設を使用できない場合、減免することができることを規定しています。第11条は目的外使用の禁止、第12条は使用許可の取消し等、第13条は使用者の責務、第14条は原状回復義務を規定しております。施設の適正な管理に努めることとしているものでございます。15条は損害賠償の義務、第16条は委任を規定しています。附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものとしております。なお、施行規則につきましては、お手元に配付しております参考資料17ページから26ページに掲載しております。規則では、条例の施行に関して必要な事項を定めており、使用の許可の申請、許可使用者の遵守事項等を規定しております。以上、条例の提案理由につきまして御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 リールマシンのですね、管理条例ということで、まずリールマシン町内に何台保有してですね、そのリールマシンが有効に利用されているのかどうかという実態が分かれば聞かせていただきたい。今回の条例制定となっているんですけども、今まで貸付けていたと思いますけど、現在含めてどういう条件ですね、貸付けをされているのか、お聞かせいただければと思います。

◇議 長 産業課参事。

◇産業課参事 現在、リール式散水機施設につきましては、女満別地区畑地帯総合整備事業で導入した物は86台ございます。また、畑地かんがいモデル事業で導入したリール式散水機施設は5台ございます。昨年、2回ほど使用者にアンケート調査を取っているところでございます。女満別地区畑地帯総合整備事業で使用している86台のリールマシンのうち、故障、離農等で現在使用されていないリールマシンにつきましては、5台程度ございます。また、畑地かんがいモデル事業で5台導入したリールマシンにつきましては、2台が使用されており、3台が未使用となっている状況でございます。本来は、管理日報等でリールマシンの使用実績については、提出していただくということで貸付け条件にはなっておりますが、その部分につきましては、現在、整理がされていない状況でございます。大変申し訳ありませんが、使用状況については、現段階、十分な把握ができていないという状況となっております。また、リール式散水機の使用貸付けにつきましては、平成14年4月1日に畑地かんがい備品使用法貸借契約を先ほど説明した畑地かんがい女満別水利組合と契約をしております。この部分につきましては、水利組合一括貸付けという状況でしたので、先ほど御説明申し上げたとおり、使用したい方、または台数を増やして使用したい方につきましては、組合へ貸付けをしているという状況でしたので、なかなか組合内で調整が図れないという状況でございました。今回条例を制定してですね、その辺も風通りのよいような形をとってですね、自由に使用したい方へ使えるような状況に改善を図りたいということで考えてございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 お話いただいたんですけども、使われていない機械も何台もあるようですから、是非有効に活用するようにですね、今回の条例制定に併せて、管理の方を徹底していただければありがたいと思います。以上で終わります。

◇議 長 産業課参事

◇産業課参事 昨年に2回ほどアンケート調査をとりまして、リールマシンにつきましては他に使用したい方、またはですね、また、追加をしてですね、機械を導入されたい方がいらっしゃいますので、86台については、全て稼働できるような形で考えてございます。また、モデル

事業で導入しました機械につきましては、今後、先ほどの地域 I 以外の区域の方に聞き取りを行いまして、貸付けを行っていくことで考えてございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「「なし」の声あり」)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 57 号、リール式散水機施設管理条例制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号、リール式散水機施設管理条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 58 号

◇議 長 日程第 7、議案第 58 号、平成 30 年度大空町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書 21 ページ、議案第 58 号、平成 30 年度大空町一般会計補正予算（第 5 号）。平成 30 年度大空町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,516 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 79 億 3,741 万 3,000 円とする。第 2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第 2 条地方債の変更は、第 2 表 地方債補正によ。平成 30 年 9 月 12 日提出、大空町長山下英二。23 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。1 款町税に 1,074 万 7,000 円追加、10 款地方交付税から 1,816 万 7,000 円を減額、12 款分担金及び負担金から、514 万 5,000 円減額、14 款国庫支出金に 1,295 万 9,000 円追加、15 款道支出金に 5,296 万 1,000 円追加、17 款寄附金に 200 万円追加、18 款繰入金に 2,209 万 1,000 円追加、20 款諸収入に 803 万 1,000 円追加、21 款町債に 969 万 2,000 円追加し、歳入合計は 9,516 万 9,000 円追加し、79 億 3,741 万 3,000 円とするものです。24 ページ、歳出です。2 款総務費に 105 万円追加、3 款民生費に 707 万 6,000 円追加、4 款衛生費に 212 万 9,000 円追加、6 款農林水産業費に 8,340 万 2,000 円追加、7 款商工費に 36 万 3,000 円追加、10 款教育費に 402 万 6,000 円追加、12 款職員給与費から 287 万 7,000 円減額し、歳出合計は 9,516 万 9,000 円追加し、歳入合計と同額にするものです。25 ページ、第 2 表、地方債補正、1 変更です。女満別湖南昭和地区農地整備事業債は、限度額 1,930 万円に 460 万円追加し、2,390 万円に、東藻琴地区中山間地域総合整備事業債は、限度額 1,130 万円から 430 万円減額し、700 万円に、女満

別大東地区農地整備事業債は、限度額760万円に110万円追加し、870万円に変更しています。いずれも道営事業の予算配当に伴い、事業費に増減が生じるため変更となるものです。臨時財政対策債は、限度額1億8,400万円に829万2,000円追加し、1億9,229万2,000円に変更しています。交付税算定の結果等により当初の見込みより増額となったため変更するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、34、35ページをお開き願います。2款1項9目財政調整基金積立金25節積立金に100万円の追加は、1件100万円の寄附があり、用途の指定がないことから次年度において、町の振興発展に要する財源として活用するため積み立てるものです。4項1目選挙管理委員会事務費9節普通旅費に5万円の追加は、平成31年執行の統一地方選挙に係る選挙事務研修会参加費、旅費を計上するものです。3項1項1目社会福祉事務費26節日赤平成30年7月豪雨災害義援金に100万円の追加は、西日本を中心とした集中豪雨により被災され、早期の復興を願い、日赤へ現金として寄附するものです。2目介護保険事業特別会計繰出金28節介護保険事業勘定特別会計繰出金に1万5,000円の追加は、介護予防サービス給付費の増によるものです。3目障害者総合支援事業23節前年度障害者自立支援給付費道負担金返還金から、前年度障害者自立支援医療給付費道負担金返還金まで総額534万9,000円の追加は、平成29年度事業の精算により国及び北海道への返還分を計上するものです。5目国民年金事業13節国民年金システム改修委託料に40万円の追加は、平成31年4月から産前産後の納付免除となる制度改正により、送信時の電子媒体申請様式等の変更に伴うシステム改修費を計上するものです。2項2目養育医療給付事業費23節前年度養育医療給付事業国庫負担金返還金に31万2,000円の追加は、29年度事業の精算により返還を計上するものです。4款1項2目母子保健事業8節乳幼児健診報償費過年度分に11万9,000円の追加は、29年度乳幼児健診に伴う医師等への報償費の支払い事務において、確認事務を怠り一部未払いとなっていたものを過年度分として計上するものです。事務の不手際により御迷惑をお掛けし、大変申し訳ございませんでした。3目簡易水道事業特別会計繰出金28節繰出金に85万8,000円の追加は、4月1日付け人事異動による職員人件費の増に伴うものです。4目葬祭場墓地維持管理費15節、36、37ページにわたります。合葬墓整備工事から637万2,000円を減額し、合同納骨塚整備工事に637万2,000円の追加につきましては、先ほど議案第55号でお認めいただきましたように名称変更に伴いまして、金額を変えたものでございます。2項1目一般廃棄物最終処分場管理運営費11節修繕料に92万1,000円の追加は、浸出水処理施設の薬注ポンプ交換及びボイラー修繕に伴うものです。2目網走し尿処理施設負担金19節負担金に23万1,000円の追加は、平成29年度事業の精算によるものです。6款1項3目環境保全型農業直接支援対策事業23節前年度環境保全型農業直接支援対策事業道補助金返還金に5万6,000円の追加は、団体からの申請時に対象取り組みの誤りに気付かず、補助金を申請したことに伴い、返還金が生じたことによるものです。畑作構造転換事業19節補助金に3,342万2,000円の追加は、畑作産地の労働力不足に対応し、省力作業機械等の導入に要する補助金を計上するものです。4目畜産一般事務費19節家畜伝染病防疫対策協議会負担金に13万5,000円の追加は、乳用牛へのワクチン誤接種による感染牛検査料の負担に伴うものです。事務の不手際により、御迷惑をお掛けして大変申し訳ございませんでした。畜産基盤整備

事業補助金 19 節畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金に 1, 294 万 9, 000 円の追加は、乳量生産量の増加と収益力の強化を図るため、自給飼料関連施設の整備に要する補助金を計上するものです。5 目東藻琴地区中山間地域総合整備事業 19 節負担金から 1, 257 万 6, 000 円を減額、女満別湖南昭和地区農地整備事業 19 節負担金に 346 万 8, 000 円の追加、女満別大東地区農地整備事業 19 節負担金に 112 万 5, 000 円の追加は、道営事業の予算配当によりそれぞれ増減となるものです。7 目古梅地区基幹水利施設管理事業 11 節修繕料に 4, 120 万円の追加は、リール式散水機の長寿命化を図るため、修繕を 6 月定例会で 3 台お認めいただきましたが、北海道の予算枠確保により、27 台を追加することに伴うものです。19 節オホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金に 319 万 1, 000 円の追加は、古梅ダム利水放流施設の電磁流量計が故障したことから修繕するもので、割合に応じて本町が負担するものです。2 項 1 目有害鳥獣駆除推進事業 8 節熊駆除謝金に 43 万 2, 000 円の追加は、熊出没が相次ぎ、今後も増える見込みがあり、猟友会員の出役増に対応するためのものです。38、39 ページ、7 款 1 項 2 目藻琴山登山道管理費 11 節修繕料に 36 万 3, 000 円の追加は、8 号目に設置しておりますバイオトイレの駆動部分の故障に伴うものです。10 款 1 項 2 目町立学校体育文化振興補助金 19 節補助金に 117 万 7, 000 円の追加は、小中高校の児童生徒が体育文化活動において全道全国大会の出場機会が増えていることによるものです。2 項 2 目東藻琴小学校教材費 18 節教材備品に 100 万円の追加は、教育振興のため寄附をいただいたことから、電子ピアノ等の購入費用に充てるものです。4 項 2 目新しい高校づくり事業 9 節普通旅費、費用弁償 14 節高速道路通行料総額 49 万 5, 000 円の追加は、地域とともにある学校を目指し、魅力ある高校づくりを進めるため、道内先進地高等学校視察及び関係機関との協議に必要な費用を計上するものです。6 項 1 目生涯学習推進事業 8 節講師謝金として 16 万円の追加は、壮年の活躍によるまちづくりに向けた人材育成のための講習会開催に伴うものです。7 項 1 目体育振興補助金 19 節補助金に 119 万 4, 000 円の追加は、町民が芸術文化スポーツ活動において、全道全国大会出場機会が増えていることによるものです。12 款 1 項 1 目職員給与費 2 節一般給与費から 40、41 ページ続きます、19 節の職員退職手当組合負担金まで総額 287 万 7, 000 円の減額は、今まで退職者 2 名、また新たに採用者 2 名との精査、また、4 月 1 日付け人事異動に伴う会計間異動によるものでございます。続きまして、歳入の説明をいたします。30、31 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目 1 節均等割額に 13 万 9, 000 円、所得割額に 1, 277 万 4, 000 円の追加は、主に農業所得、給与所得が見込みより増加したことによるものです。2 項 1 目 1 節償却資産から 120 万 9, 000 円の減額は、航空機に係る国、北海道の配分が見込みより減少したことによるものです。3 項 1 目 1 節軽自動車等から 95 万 7, 000 円の減額は、重課税率対象台数の減少によるものです。10 款 1 項 1 目 1 節普通交付税から 1, 816 万 7, 000 円の減額は、普通交付税の確定によるもので、当初予算編成時、地方財政計画では、地方交付税総額が前年度対比約 2% の減となるようになっており、合併による加算分の段階的な減額措置、歳出特別枠の廃止などを踏まえ、普通交付税は前年度当初比 1.1% 減の 32 億 5, 313 万 7, 000 円で見込んでいました。本年 4 月の交付税算定において、前年度と比較しまして合併による加算分では約 1, 500 万円の減、歳出特別枠の廃止で約 1, 300 万円の減、算定基礎となる単位費用の見直しで 3, 600 万円の減などで普通交付税は 1 億 8, 464 万 5, 000

0円。前年度5.4%との減となり、当初予算と比較しますと、1,816万7,000円減の32億3,497万円となっています。12款1項1目1節東藻琴地区中山間地域総合整備事業分担金から459万7,000円の減額、女満別湖南昭和地区農地整備事業分担金から54万8,000円の減額は、歳出で説明したとおり、道営事業の変更によるものです。14款2項4目1節農地整備事業補助金から39万円の減額は、歳出で説明したとおり、道営農業基盤整備事業の変更によるものです。2節畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金に1,294万9,000円の追加は、歳出で説明したとおり、自給飼料関連施設の整備によるものです。3項2目1節国民年金事務交付金に40万円の追加は、歳出で説明しましたとおり、国民年金システム改修によるものです。15款2項4目1節古梅地区基幹水利施設管理事業補助金に、2,441万4,000円の追加、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金から487万5,000円の減額、畑作構造転換事業補助金に3,342万2,000円の追加は、歳出で説明したとおり、古梅地区基幹水利施設管理事業の増、北海道のパワーアップ事業費の変更、畑作構造転換事業の整備追加によるものでございます。17款1項1目1節一般寄附金に200万円の追加は、2件の寄附によるものです。18款1項1目1節財政調整基金繰入金に305万6,000円の追加は、今回の補正予算の財源調整として繰り入れるものです。4目1節公共施設等整備基金繰入金に1,854万円の追加は、歳出で説明しました古梅地区基幹水利施設管理事業に係る財源として繰り入れるものです。続いて32、33ページ、7目1節子ども未来づくり教育基金繰入金に49万5,000円の追加は、歳出で説明したとおり、新しい高校づくり事業に係る財源として繰り入れるものです。20款4項11目1節いきいきふるさと推進事業助成金から72万3,000円の減額は、芸術文化鑑賞事業助成金が不採択となったことによるものでございます。前年度介護保険事業勘定特別会計繰出金返還金に525万5,000円の追加は、前年度事業の確定によるものです。前年度障害者自立支援給付費国庫負担金精算金に36万1,000円の追加は、前年度事業の確定によるものです。建物災害共済金に1万4,000円の追加は、旧職員住宅窓破損による給付決定に伴うものでございます。前年度児童手当国庫負担金精算金に5万3,000円、前年度児童手当道負担金精算金に1万3,000円の追加は、前年度事業の確定によるものです。前年度広域入所事業及び特例保育給付国庫負担金精算金に202万円の追加、前年度広域入所事業及び特例保育給付道負担金精算金に96万4,000円の追加は、前年度事業の確定によるものです。前年度環境保全型農業支払交付金返還金に7万4,000円の追加は、歳出で説明したとおり、環境保全型農業直接支援対策事業の補助金申請の誤りに伴い、返還いただくことによるものです。21款の町債につきましては、第2表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。以上、補正予算について説明申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時09分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。これから、日程第7、議案第58号平成30年

度大空町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

◇議 長 7番、品田議員。

◇品田議員 29ページになります、39ページになりますでしょうか。たまたま10月に少年の柔道の大会が東京であるらしくて補助金を申請したと。それで1回目は通ったらしいですけども、事務を確認したら、内容を確認したら、美幌の子がいたと。なぜ美幌の子がいたかというのは、たまたま美幌の事情よく分かりませんが、廃部になったというか、協会がなくなったらしい。それで女満別に知人を頼って女満別のチームとして一生懸命やってこのたび全国大会に出ることになったということで、美幌であるからダメだと、最終的に結論になったそうでもありますけども、その結果は私はよく分かりませんが、こういったことは、常にあるようになってくる時代が来ると思うんですね。合同でチームを作るという形ですね、そういった時にこういう補助金の対応のあり方というものは、それぞれの役所が、行政が話し合っていればいいんですけど、なかなかそこまで話してないんだろうなということで、今回その美幌のお子様、父兄さんが大変頭を悩ましてらしくて、補助を女満別の父兄で出すとかいう形のことといろいろ難儀をしているというふうに聞きました。どちらが悪いとかいいとかじゃなくて、この種の補助金というのは、そういう子どもたち、子どもたちはみんな全て財産です。それは条例でも、町民と書いてあるかもしれませんが、町民の中には、交流で結びついた人も町民と認めるそういう自治基本条例の趣旨もございまして、大空町を自分のふるさとと同じように、その子は認識していると思いますし、大空の子どもたちと同じように、自分も大空の子どもだと思っていくんだろうと思った時にその心情を考えた時にですね、少し何か考え方がお持ちでなかったかというふうなことでございまして、これから起きることございまして、ちょっと考え方を聞いておきたいと思います。

◇議 長 生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 ただいまの品田議員からの御質問ですが、社会体育関係の体育振興補助金の関係だと思っておりますけれどもよろしかったでしょうか。体育振興補助金につきましてはですね、学校の部活動以外で児童生徒がですね、管内大会を勝ち上がりまして全道全国に行く場合には、旅費の一部を助成している制度でございます。要綱の中にございますけれども、先ほど品田議員が言われていますが、町民というのが前提となっております、ただいまの条件ではですね、町外の方については対象外というふうな取り扱いとさせていただきます。以上、現状を御報告申し上げます。

◇議 長 7番、品田議員、

◇品田議員 考え方は聞かずとも大体結論はそう分かっておるんであります。それで簡単なことなんですけども、今後ですね、そういったことが出てくるとは思いますけれども、可能性もあるわけで、それであれば、町外の方は、女満別の関係の体育関係とか文化関係には入らないでく

れというふうなことさえもですね、入会時に了解を求めておくとか、そんな形のことまで話になってしまうような気がしてならないわけですね。やっぱりこれも交流で我々はよその方々、大学生から中学生から高校までいろいろな体育関係で合宿を受け入れて補助もしているわけです。決して町民じゃないわけです。そういったことから考えればですね、隣町の密接につき合いをして一生懸命柔道やっているその子、本当は美幌でやりたかったんだろけども何かの都合でなくなってしまった。うちの子もたちの場合もあるかもしれません。なくなって美幌へ行く、網走へ通う。同じような目に遭う。それを何か救済ということじゃなくて、大人が周りにいてそういったことを解決策を講じられない。我が町我が町、我が町論理。そして広域、広域。そういったことが少し考える余地がなかったかということでございますので、当然、課長さんの言うとおりの結論なんだろうと思いますけども、今後十分あり得ることだと私は思っております。一つ、今後の御配慮に一つ一案に入れてもらいたいなど、こんな気持ちで質問させていただきましたことです。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今議員おっしゃいますように、現在、少子化というようですね社会的な状況などもありまして、なかなか例えばスポーツでいうと、そういった団体競技などもですね、地元の学校1校でチーム編成ができないといったこと、野球でありますとかバレーでありますとか、種目を問わず、なかなか単独チームが作れないといったような状況も現在生まれております。また、子どもたちのニーズは多種多様でありまして、サッカーをやりたい方もいますし、バレーなどもですね、大空町は町技として盛んではありますけれども、なかなか男性としての団体チームがですね、構成できない、そういう子はやはり網走でありますとか、町外ですね、そういうクラブチームに入るなどして自分の将来を見越したですね、そういう取り組みを一生懸命、この地域の子どもたちはしてくれていると、その辺を十分私も承知しているところでございますけれども、そういうことで大空町の子どもたちも町外の様々なスポーツ団体等に加盟してお世話になっていきますし、また大空町では相撲ですとか、他の町でないような種目もですね、頑張っているというようなこともあって、柔道というお話もありましたけども、うちのチームに入ってきている町外の児童、生徒方もいると。そういうことで、私も地域の子どもは地域の宝だと、そのように思っております。そういった姿勢を基本にしながらもですね、やはりその経費のあり方というのは、全てがやはり大空町がですね応援するということにもなりませんので、やはり関係する市町村とも十分ですね、その辺今後の支援のあり方というものもしっかり協議を進めながら、適切な支援のあり方というものも今後検討を進めてまいりたいと、そのように考えるところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

◇議 長 7番、品田議員。

◇品田議員 他町村とのお付き合いも当然、行政ありますでしょうから、機会を見つけてですね、早めにですね、そういう話を協議をできるようにしていただければ、他の町の行政の人もよく理解はできると思いますので、早いうちの協議をお願いしておきたいと思っております。よろしく

お願いいたします。

◇議 長 教育長。

◇教育長 それぞれ町によってのいろんな事情というものがですね、ございますし、先ほど課長、参事が申しあげましたように、学校の行事として取り組む場合のものと学校行事とはまた別な形ですね、個人的に参加されるような各種大会などもありまして、非常にいろんなケースがあるというのがあります。そういった部分で簡単なちょっとルールというのはそうすぐにですね、できるということではありませんけれども、やはりそういった事情がそれぞれ今までになかった状況というので生まれておりますので、いろいろ近隣とも意見交換しながらですね。検討を進めたいと、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

◇品田議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 37ページですね、農業振興費19節畑作構造転換事業補助金3,342万2,000円の事業の概要をお知らせいただきたい。もう1点。同じ節の畜産業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金1,294万9,000円の概要をお知らせいただきたい。もう1点。林業総務費の報償費、報償費の有害駆除推進事業43万2,000円の内訳、今年に入ってからですね、駆除頭数等がもし分かるのであれば、併せてですね、熊の最近頻繁にですね熊の出没情報というのをいただいているんですけども、その後どうなっているのか全く見えてない部分がございます。もし分かるのであればですね、こういった部分についてもお知らせいただければと思います。以上です。

◇議 長 地域振興課長。

◇地域振興課長 私の方からは、三條議員の御質問に対しまして、2点の事業内容について、御答弁させていただきたいと思っております。まず、畑作構造転換事業の事業内容につきましては、ばれいしょ、甜菜などについての畑作営農の大規模化に対応するための省作業体系の機械の導入についての補助でございます。今回の補助事業内容につきましては、2つの利用組合に対しまして、機械の買い取り、リース等の補助するものでございます。1つの組合に対しましては、ポテトプランター1台、ポテトハーベスター1台、ビートの真空播種機1台、トラクター1台でございます。もう一つの利用組合につきましては、ポテトプランター6台、トラクターの1台を予定しているところでございます。続きまして、畜産基盤整備事業の補助金についてでございますが、これの事業内容につきましては、自給飼料関連施設の整備ということでございまして、バンカーサイロを5基並べたものを整備するための事業費となっております。以上でございます。

◇議 長 産業課長。

◇産業課長 私の方からは、熊駆除報償費の関係について、御説明を申し上げます。29年度から熊の目撃等々の発生が増えてきている状況にあります。30年度につきましては、8月末までの状況でございますけれども、熊の目撃等によりまして、猟友会の皆さんに対応をお願いしているような状況でございますけれども、15回52人の方から出動している状況にあります。熊の捕獲につきましては、3頭を捕獲しているところでございます。これを29年度と比較いたしますと、29年度におきましては、15回29名の方から出動をいただいております。捕獲は8頭という状況でございます。また、その前の年28年度につきましても、15回34名の方が出動していただきまして、捕獲は6頭というような状況で、30年度につきましては、熊出没情報メールですとか大空町の配信メールで御承知の方もいらっしゃるかと思うんですけども、市街地付近にも出没しているというようなこともございまして、出動の回数ですとか出動の人数も増えているような状況でございます。出動いただいた際には、付近を巡回していただいたり、その場で熊を捕獲できるというような状況もございませんし、目撃情報をいただいて現場に向かっても、熊がいるというような状況にもないのが現状でございます。その日、次の日と猟友会の方に巡回をしていただきながら、熊の状況を確認しているわけですが、なかなかその後見当たらないと、見つからないというのが現状でございます。場所によりましては、箱罠を設置して捕獲を試みるですとか、あとはドローンを飛ばしまして、付近にいないかというような、調査確認も行っている状況でございます。いずれにしましても、目撃情報等がございましたら、早めに対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 地域振興課長。

◇地域振興課長 先ほどの説明の中で、事業の補助率について説明が漏れておりましたので、追加で説明させていただきたいと思っております。畑作構造転換事業、畜産基盤整備事業、双方ともに補助率につきましては2分の1以内ということになっておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

◇三條議員 はい、終わります。

◇議 長 その他、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第58号、平成30年度大空町一般会計補正予算(第5号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、平成30年度大空町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第59号

◇議長 日程第8、議案第59号、平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木福祉課長。

◇福祉課長 議案書47ページでございます。議案第59号、平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億772万1,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。議案書49ページでございます。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。4款繰入金に432万8,000円を追加し、歳入合計は432万8,000円を追加し、12億772万1,000円とするものです。50ページをお開き願います。歳出です。7款諸支出金に432万8,000円を追加し、歳出合計は432万8,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明を申し上げますので、56ページ、57ページをお開き願います。7款1項3目23節償還金利子及び割引料ですが、前年度療養給付費国庫交付金返還金に386万2,000円を追加、前年度特定健診審査等国庫負担金返還金に23万3,000円を追加、前年度特定健診健康診査等道負担金返還金に23万3,000円の追加は、いずれも平成29年度事業費が確定したことに伴う返還金でございます。続きまして、歳入の説明を申し上げますので、54ページ、55ページをお開き願います。4款2項1目1節国民健康保険基金繰入金に432万8,000円の追加です。今回の補正財源として繰り入れるものでございます。以上、補正予算の内容について御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第59号、平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、平成30年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第60号

◇議 長 日程第9、議案第60号、平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書59ページです。議案第60号、平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,197万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億768万1,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。61ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。3款国庫支出金に3万1,000円を追加、4款支払基金交付金に171万1,000円を追加、5款道支出金に1万5,000円を追加、7款繰入金から318万円を減額、8款繰越金に3,339万8,000円を追加しまして、歳入合計は3,197万5,000円を追加し、8億768万1,000円とするものです。62ページ、歳出です。2款保険給付費に12万円を追加、4款基金積立金に531万4,000円を追加、5款諸支出金に2,654万1,000円を追加しまして、歳出合計は3,197万5,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明しますので、68、69ページをお開きください。2款6項2目19節特定入所者介護予防サービス事業に12万円の追加です。低所得の方による介護予防短期入所生活介護の利用件数増に伴い、給付対象となる居住費及び食費の負担限度額を超えた額を利用件数の見込みにより追加するものです。4款1項1目25節介護保険基金積立金に531万4,000円の追加です。今回の補正予算の財源調整として追加するものです。5款1項2目23節前年度一般会計繰入金返還金として525万5,000円の追加、前年度介護給付費国庫負担金返還金として1,859万7,000円の追加、前年度介護給付費道負担金返還金として231万5,000円の追加、前年度地域支援事業国庫交付金返還金として17万7,000円の追加、前年度地域支援事業道交付金返還金として11万3,000円の追加、前年度地域支援事業支払基金交付金返還金として8万4,000円の追加で、いずれも平成29年度事業費が確定したことに伴う返還金です。続きまして、歳入の説明をします。66、67ページをお開きください。3款1項1目1節現年度分介護給付費負担金に2万4,000円の追加です。歳出で御説明申し上げました特定入所者介護予防サービス事業費の増に伴い、事業費に対して20%分の国庫負担金を追加するものです。2目1節現年度分調整交付金に7,000円の追加です。同じく特定入所者介護予防サービス事業費の増に伴い、事業費に対して6.6%分の調整交付金を追加するものです。4款1項1目1節現年度分介護給付費交付金に3万2,000円の追加です。同じく特定入所者介護予防サービス事業費の増に伴い、事業費に対して27%分の支払い基金交付金を追加するものです。2節過年度介護給付費交付金に167万9,000円の追加です。平成29年度事業に係る支払基金交付金の追加交付によるものです。5款1項1目1節現年度分介護給付費負担金に1万5,000円の追加です。歳出で御説明申し上げました特定入所者介護

予防サービス事業費の増に伴い、事業費に対して12.5%分の道負担金を追加するものです。7款1項1目1節介護給付費繰入金に1万5,000円の追加です。同じく特定入所者介護予防サービス事業費の増に伴い、町の負担分として事業費に対する12.5%分を一般会計から介護保険事業勘定へ繰り入れるものです。2項1目1節介護保険基金繰入金から319万5,000円の減額です。今回の補正の財源調整のため基金からの繰入額を減額するものです。8款1項1目1節前年度繰越金に3,339万8,000円の追加です。平成29年度事業確定に伴い、繰越金を追加するものです。以上、補正予算の内容について御説明申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第60号、平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第60号、平成30年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第61号

◇議 長 日程第10、議案第61号、平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書71ページになります。議案第61号、平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。平成30年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,184万6,000円とする。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。73ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。2款繰入金に85万8,000円を追加し、歳入合計は3億1,184万6,000円とするものであります。74ページをお開き願います。歳出です。1款総務費に85万8,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、80ページ、81ページをお開き願います。1款1項1目職員給与等2節給料に31万円、3節職員手当等に40万円、4節共済費8万5,000円。19節負担金補助及び交付金に6万3,000円をそれぞれ追加しております。7月1日付け人事異動による対象職員の変更によるものです。続きまして、歳入の説明をしますので、78ページ、79ページを

お開き願います。２款１項１目１節一般会計繰入金に８５万８，０００円を追加しております。補正予算の財源調整のため変更するものです。以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げますので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第６１号、平成３０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第６１号、平成３０年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 認定第１号 から 日程第１８号 認定第８号

◇議 長 日程第１１、認定第１号、平成２９年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第１８、認定第８号、平成２９年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの８件を一括議題とします。本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議案書８５ページ。説明に当たりまして、平成２９年度大空町各会計歳入歳出決算書も使用いたしますので、ご用意願います。認定第１号、平成２９年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２９年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成３０年９月１２日提出、大空町長山下英二。平成２９年度大空町各会計歳入歳出決算書の１０ページをお開き願います。決算書の実質収支に関する調書の朗読を以て提案理由の説明とさせていただきます。始めに、一般会計です。実質収支に関する調書、１歳入総額１５億５，６５０万３，０００円。２歳出総額１５億８，２０３万円。３歳入歳出差引額、１億４４万７，３００円。４翌年度へ繰り越すべき財源（２）越明許費繰越額１，８５４万３，０００円。５実質収支額８，５９３万円。次に議案書８７ページをお開き願います。認定第２号、平成２９年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２９年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、次のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成３０年９月１２日提出、大空町長山下英二。決算書の１０４ページをお開き願います。実質収支に関する調書、１歳入総額１億３億８，１４７万円。２歳出総額１億４，７９７万１，０００円。３歳入歳出差引額、３，３４９万９，０００円。５実質収支額３，３４９万９，０００円。次に議案書８９ページをお開きください。認定第３号、平成２９年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

て。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、次のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。決算書の132ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1歳入総額1億819万1,000円。2歳出総額1億814万5,000円。3歳入歳出差引額、4万6,000円。5実質収支額、4万6,000円。次に議案書91ページをお開きください。認定第4号、平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。決算書の146ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1歳入総額7億4,815万1,000円。2歳出総額7億1,475万2,000円。3歳入歳出差引額、3,339万9,000円。5実質収支額、3,339万9,000円。次に議案書93ページをお開き願います。認定第5号、平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。決算書の172ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1歳入総額515万4,000円。2歳出総額502万7,000円。3歳入歳出差引額12万7,000円。5実質収支額12万7,000円。次に議案書95ページをお開き願います。認定第6号、平成29年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。決算書の186ページをお開きください。実質収支に関する調書、1歳入総額3億4,339万6,000円。2歳出総額3億3,787万9,000円。3歳入歳出差引額551万7,000円。5実質収支額551万7,000円。次に、議案書97ページをお開きください。認定第7号、平成29年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。決算書の202ページをお開き願います。実質収支に関する調書、1歳入総額4億58万2,000円。2歳出総額3億9,299万円。3歳入歳出差引額、759万2,000円。5実質収支額759万2,000円。次に議案書99ページをお開きください。認定第8号、平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成30年9月12日提出、大空町長山下英二。決算書の218ページをお開きください。実質収支に関する調書、1歳入総額2,985万9,000円。2歳出総額2,905万7,000円。3歳入歳出差引額80万2,000円。5実質収支額80万2,000円。以上、提案理由について御説明申し上げました。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員で

構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたい
と思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長及び議会選出監査委員を
除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査
とすることに決定しました。暫時休憩します。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午前11時57分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きますお諮りします。ただいま設置されました決算審査
特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配り
ました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りま
した名簿のとおり選任することに決定しました。ここでしばらく休憩します。休憩中に決算審
査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。再開はブザーをもって
お知らせします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後0時06分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、諸般の報告を行います。休憩中に、先
ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その
結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。決算審査特別委員会委員長に沢出好
雄議員、副委員長に原本哲己議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第19 発議第11号

◇議 長 日程第19、発議第11号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強
化を求める要望意見書を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。5番原本
哲己議員。

◇原本議員 議会側議案書1ページをお開きください。発議第11号、林業・木材産業の成長産
業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書。このことについて、大空町議会会議規則
第14条の規定により、別紙のとおり提出する。平成30年9月13日提出、大空町議会議員
原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員であります。3ページでございます。この要望
の内容であります。今後創設が予定される森林環境税、森林環境贈与税により、さらなる森
林整備の推進や森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、施
策の充実強化を図ることが必要となっております。このことから、記以降の事項の実現を要望

するものであります。1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。2 森林資源の循環利用を通じて、林業木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てでございます。以上、説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第11号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第11号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 報告第11号

◇議 長 日程第20、報告第11号、平成29年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告についてを議題とします。教育委員会教育長から平成29年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議会提出議案書5ページ、報告第11号です。平成29年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、議会に御報告を申し上げるものであります。教育委員会の活動状況については、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。このことから、大空町教育委員会では、平成29年度の教育委員会所管の事務について点検・評価を行ったところであります。先に開催されました教育委員会会議において決定いたしました大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書を、教育委員会教育長から町議会議長宛てに提出し、議会に報告するものでもあります。資料につきましては別冊の平成29年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書をご覧ください。報告書は、平成29年度における教育委員会の所管事務執行状況の概要をまとめた活動状況と学校教育活動、社会教育活動に係る反省・評価をまとめて構成し

ております。資料表紙から2枚めくっていただきまして、1ページからの第1部、教育委員会の活動状況につきましては、教育委員名簿、教育委員会及び教育委員会協議会の開催状況と付議された案件等を7ページまでに、8ページには、教育委員会関連の条例規定等の平成29年度中の制定状況、主な計画等の策定状況を掲載しております。9ページには、教育委員会委員の主な活動状況、10ページには教育関係機関等の活動状況、11ページから15ページまでは学校に対する指導助言、指示等の状況を掲載、16ページには、町民に対する情報提供、17ページから21ページには平成29年度教育関係予算の最終状況及び主な事業に係る最終予算を掲載しております。資料22ページからは、第2部といたしまして、学校教育活動に係る反省・評価を掲載しております。大空町教育推進計画の実現を目指し、計画の基本目標、基本方針、観点を記載し、その関わりを示しております。平成29年度大空町教育推進方針では、学校教育に係る部分で4つの基本目標を掲げており、基本目標ごとに5段階による評価を実施しておるところでございます。基本目標につきましては、22ページ中段の1、確かな学力の定着と自立する生き方を育む教育活動の充実を図る、23ページ下段に進んでいただいて、2、豊かな心と健やかな体を育む教育活動の充実を図る。24ページ下段の3、信頼に応える学校づくりを推進する。25ページ下段の4、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを推進するの4つとなっております。続きまして、27ページからは、第3部といたしまして、社会教育活動に係る反省・評価を掲載しております。学校教育同様、大空町教育推進計画の実現を目指し、平成29年度の大空町教育推進方針の社会教育に係る部分における3つの基本目標ごとに5段階による評価を実施しておるところでございます。基本目標につきましては、27ページ中段でございます1、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進する。28ページ中段やや上の豊かな学びをつくる生涯学習を推進し、学校地域と連携した社会教育活動を展開する。29ページ中段やや上の3、芸術文化スポーツ活動を推進するの3点でございます。31ページからにつきましては、平成29年度大空町社会教育推進計画に係る反省評価を掲載しております。社会教育事業、さらに5つの事業生涯学習推進事業、家庭教育子育て支援事業、青少年健全育成事業芸術文化振興事業、保健体育振興事業の5つに分類し、評価を行っておるところでございます。これら反省・評価を基に、次年度の事業計画、計画を立てておるところでございます。以上、報告書の概要を説明申し上げます。平成29年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告とさせていただきます。説明は以上でございます。

◇議長 これでは、平成29年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

◎日程第21号 報告第12号

◇議長 日程第21、報告第12号、平成29年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。山下町長からお手元に配付しているとおり、平成29年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。南部総務課長。

◇総務課長 議会提出議案書7ページをお開き願います。報告第12号、平成29年度大空町の

健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。この報告は、平成19年6月22日制定の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の4つの指標を健全化の判断比率とし、また、同法第22条第1項の規定により、公営企業の資金の状態を表す指標を資金不足比率として、いずれも監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであり、公表することとされています。これらの資料につきましては、監査委員の審査をいただき、8月30日付けで審査意見書の提出を受けたところです。9ページです。9ページは、9月4日付けの町長から議長への報告文書です。それでは、11ページ、健全化判断比率について御説明いたします。表の上段が比率の名称、下段が大空町の平成29年度決算に基づく比率、その下の括弧書きの数値は早期健全化の基準となる数値です。表の左から実質赤字比率です。一般会計が対象となり、赤字額が地方公共団体における標準的な収入額である標準財政規模に占める割合で、赤字がある場合に、数値が算定されるため、大空町では黒字決算となっていることから、表示されていません。早期健全化判断の基準は、14.99%となっています。次に、連結実質赤字比率です。全会計を対象とした実質赤字額、または、資金不足額が標準財政規模に占める割合で、実質赤字比率と同様に赤字がある場合に、数値が算定されるため、各会計とも黒字決算のため表示されていません。早期健全化判断の基準は、19.99%となっています。次に、実質公債比率です。一般会計が負担する地方債の元利償還金や債務負担行為による支出額、企業会計の地方債償還に充てるための繰出金など元利償還に準ずるものが標準財政規模に占める割合で3カ年の平均で示されるものです。平成27年から29年度の3年間平均で10.3%と前年度に比べ0.3%を減少しています。普通交付税が減少しているものの、地方債の元利償還が減少していることが要因と言えます。この比率が高くなりますと、義務的経費が多くなるため財政の弾力化が低下し、投資的な経費などへの予算配分が十分に行えなくなります。早期健全化の判断基準は、25%となっています。次に、将来負担比率です。一般会計の地方債残高や債務負担行為による支出予定額など将来に負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合であります。平成29年度は前年度と比較し、将来負担額となる地方債残高が増えているものの、充当可能財源となる基金や普通交付税の措置見込み額が増えたことなどにより、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、数値が表示されていません。この比率が高くなると、将来の資質公債比率も増大するなど財政運営上の問題が生じる可能性が高くなっていることを示すものです。早期健全化判断基準は、350%となっています。次に、13ページ、資金不足比率です。資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合でございます。資金不足という表現になっていますが、一般会計でいいますと、赤字の意味になります。大空町で対象となる会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の3会計です。いずれの会計も資金不足を生じていないことから表示されていません。経営健全化基準は20%となっています。15、17ページは監査委員からの意見書となっております。御参照願います。以上、平成29年度決算に基づきます大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議長 次に、監査委員による平成29年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 平成29年度財政健全化審査意見書。審査の概要でございますけれども、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定と算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査の結果、総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。次に、平成29年度経営健全化審査意見書審査の概要。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼に実施いたしました。審査の結果、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

◇議 長 これで、平成29年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第22号 報告第13号

◇議 長 日程第22、報告第13号例月出納検査結果報告についてを議題とします。監査委員から例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第13号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告を申し上げます。検査の対象となった月は、平成30年5月分から平成30年7月分までであります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、5月分につきましては6月22日、6月分につきましては7月の23日、7月分につきましては8月の22日、松岡監査委員とともに実施したところであります。検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおりの相違ありません。また、現金預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。これで例月出納検査結果報告については終わります。

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 平成30年第3回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと存じます。9月6日の未明午前3時07分、北海道胆振東部地震が発生をいたしました。私どもの地域においては、震度3という揺れを記録したわけでありましてけれども、その1分後、停電が発生をいたしました。全道295万戸が一斉に停電をするというかつて例のないことではなかったかなと、そのように受け止めております。大空町におきましては、最も早いところでも24時間、長いところでは43時間停電が続いたわけでございます。その間対策本部を設置いたしまして、職員とその対応に当たったところでありますけれども、やはり今

回も起きてみてからでは分からないと、そういう事象が幾つかあり反省点もございます。昨日の答弁の中でも申し上げましたけれども、役場庁舎の非常電源は、発電機によって確保されておりましたけれども、そのタンクがおよそ50リッター程度しかタンクがないということで、何回も補充をしなければならないということがございました。また、非常電源で確保できるものというのは、限られた電気施設だけでは通常のように、いろんな連絡体制がとれるということ、また、パソコンなどの起動というところには至っていない、さらにはファクスも使えないというような状況がありました。そんなことを考えますと、非常用電源で最低限の設備を動かせるというところに持っていかねばならないなど、そんな反省もあったところでもあります。また、町民の方々は、いろんな情報をそれぞれの手段によって受けていらっしゃるわけでありまして、ネット上では6時間のうちに断水が起こると、そういったデマとは言いませぬけれども、私どもの町とは違った情報が流布をして慌てて水を汲み置きしたというような家庭もあったと聞いてございます。情報の提供の大切さということを改めて感じたところでございます。今回もメール配信などで町の起こっている状況などについて配信をいたしましたけれども、定期的に状況の変化があろうがなかろうが定期的に情報提供していくということも大切なことではないかなと感じたところでもあります。通常、テレビで言いますと12時になりますとニュースが入るというようなことで、朝と同じことを流しているかもしれませぬけれども、朝確認できなかった方は昼のその時間に確認をすると、そういったこともあろうかと思えます。定時に情報を提供していく、それが町民の方々の安心感にもつながったのではないかなと、そのように考えているところでもあります。今回のこういった事象を一つの教訓とさせていただきます、これからの災害、台風などのシーズン、さらには冬に向けての体制を構築していきたいと思っているところでもあります。今回は、議会の一般質問の通告期限が4日だったかと思えますけれども、期せずして大規模の災害のごみ処理の関係、避難所の設営の関係、地震に強いまちづくりの関係、情報を提供のあり方についてということで、事前に何か分かっていたように、そういった御質問をいただいたところでもあります。今回の事象も勘案しながら、御答弁をさせていただいたつもりでありますけれども、十分にならなかった点について御容赦を賜りたいと思っております。話は全く変わりますが、今日、職員2人が、2人といいますが、別々の2人がですね、今日入籍をしますということで朝、この開会前に報告がございました。今日は何か特別な日だったかなと思って聞いてみましたところ、非常に今日は日がいい、そういう日なんだそうでございます。どちらかというところ、このところ北海道、日本全国そうなんでしょうけれども、暗いといいましょうか、少し気持ちが落ち込むような、そんなニュースばかりでありましたけれども、私どもの町の小さなことではありますけれども、明るい話題だったかなと思っております。また、今日がそういった日の良い日だということでもあります。外の天気も回復してまいりました。これからはですね、この1年残りあとを数カ月となってまいりましたけれども、いい日を契機に、私どもの周りで少しでも明るいニュースが届けられるように、また頑張っていきたいなと考えたところでございます。皆様には今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 以上で平成30年第3回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 0時38分)